

*South China - Asia Business Report*Vol. 72
May
2018

華南・アジア ビジネスリポート

CONTENTS

Briefs

Topics

勃興する深圳ベンチャー企業 3
～紅いシリコンバレーで何が起こっているのか～

香港における介護市場の概況と課題 9

Regional Business

Indonesia
さらにハードルが高くなった中小企業の投資 13

Vietnam
小売業の外資規制～ENT の免除条件の明確化 17

India インドの税制 [68]
インド 2018 年予算案および GST の最新動向 19

Philippines
フィリピンにおける税制改正 24

China
中国現地法人の内部統制 29

「受益所有者」にかかる最新公告の解説 34

Hong Kong
M&A と事業分離(後編) 39
～取引における留意点とコンプライアンス～

Macro Economy

アジア経済情報：シンガポール 44

Briefs**Topics****勃興する深圳ベンチャー企業～紅いシリコンバレーで何が起こっているのか～**

深圳は今、『紅いシリコンバレー』と呼ばれている。毎日、平均 1,000 社のベンチャー企業が生まれ、その草分け的な存在であるドローン開発の DJI は今や、民生用分野での世界シェアが7割に達する大企業に変貌を遂げている。こうした深圳ユニコーン企業あるいはその予備軍とされる企業は 100 社程度が存在するといわれる。この中には冒頭で紹介した DJI のほか、米スタンフォード大学での研究技術をベースに、折り曲げ可能なフレキシブル液晶を開発した柔宇科技、日本の紅白歌合戦といわれる中国年末最大の音楽番組(春節聯歡晚会)にて 500 台のロボットを一斉に躍らせた UBTECH、AIを使ったデータ解析で健康管理サービスを提供する iCarbonX などが含まれる。

深圳にはなぜ、これだけ多くのベンチャー企業が存在するのか。それには、深圳ならではのエコシステムや、サプライチェーンの存在、そして深圳に本拠地を構えるグローバル中国企業と、それをバックアップする深圳市政府の存在が大きく影響している。ベンチャー企業は短期間でどのようにしてユニコーン企業にまで成長できるのか。『紅いシリコンバレー』の今と、深圳にひしめくベンチャー企業の実態をお伝えする。

香港における介護市場の概況と課題

香港統計局が発表した 2016 年中間国勢調査によれば、香港人の平均寿命は男性が 81 歳、女性が 87 歳と、男女とも「長寿大国」日本を抜いて世界一になった。ただし、平均寿命の改善とともに高齢化も進んでおり、同年の総人口に占める高齢者(65 歳以上)の比率は 16%と過去最高水準を記録した。一方で、香港の出生率は低く、高齢化と少子化の同時進行で、2015 年には既に高齢社会に入っており、2025 年には超高齢社会に入ると見込まれている。本稿では、香港における介護市場の概況と、制度や人材面で直面している課題について考察する。

Regional Business**[Indonesia] さらにハードルが高くなった中小企業の投資**

インドネシア政府は 2015 年の最低投資額規制により、外資企業は製造業、非製造業の区別なく 100 億ルピア(約 8,500 万円)以上の投資(土地、建物を除く)をしなければならず、払込資本は授権資本の 25%以上、25 億ルピア以上でなければならぬと規定していた。しかし今般、新たな規程により、外資企業に更なる条件が付され、中小企業のインドネシアへの直接投資のハードルがさらに高くなつた。新規程にはダイベストメントの条件緩和などの規制緩和も含まれている。本稿では新たな規程の詳細について説明する。

[Vietnam] 小売業の外資規制—ENT の免除条件の明確化

ベトナムでは個人商店や露天商が今も多く、これらの商売を通じて生計を立てるベトナム人が数多く存在する。このため、競争力の高い大手外資小売業の市場参入は、ベトナム経済の発展に寄与することが見込まれる一方、多くの個人商店や露天商が淘汰される原因にもなりかねない。したがって、ベトナム政府は小売業について外資への開放を認める一方で、外資小売産業の発展に関しては、比較的慎重な態度を取っているものと考えられる。本稿では、外資小売業による2店舗目以降の開設可否を判断する経済需要テスト(ENT)の免除規定にかかる最新の政令を紹介する。

[India] インドの税制[68] インド 2018 年予算案および GST の最新動向

インド政府が先ごろ発表した 2018 年度予算案が3月 14 日、一定の修正を経て下院を通過した。今後、当案は上院および大統領承認を経て正式に施行されることになるが、大きな変更は想定されず、最終化されることが期待されている。本稿では最初に、案の中で日系企業に影響があると考えられる主な修正点を中心に解説する。あわせて、3月 10 日に開催された第 26 回 GST 審議会においていくつかの重要な決定がなされている点について、GST の最新動向として紹介する。

[Philippines] フィリピンにおける税制改正

フィリピンでは 17 年 12 月に税制改革法が成立し、18 年 1 月から施行されている。税制改正は 20 年ぶりであり、Tax Reform Act for Acceleration and Inclusion (通称 TRAIN) と呼ばれ、一連の税制改正におけるパッケージ第一弾として注目されている。現在のドゥテルテ政権は中長期ビジョンとして貧困率の低下と年間国民所得の増加を掲げており、今回の税制改正がその実現に向けた第一歩となっている。今回は在日系企業に関連する可能性がある主な改正内容について紹介する。

[China] 中国現地法人の内部統制

現地法人が置かれている状況は企業によりさまざまだが、実務上、適切な内部統制が整備・運用されている企業は決して多くはない印象を受ける。本来であれば存在すべき会社のルールが存在しないことにより、そこにリスクが生まれ、そのリスクに対して適切なコントロールがないために会社に何かしらの不利益が生じてしまう。こうした状況を防ぐために会社のルールを作り、運用していくことが内部統制を考える上で大切なポイントである。本稿では、前半で中国に現地法人を持つ日系企業の内部統制について、後半で財務諸表の利用可能性について解説していく。

[China] 「受益所有者」にかかる最新公告の解説

「受益所有者」身分の判定は、非居住者企業が中国源泉の配当金、利息、ロイヤルティーなどの受動的収入を取得する際に、所在国と中国の間で結ばれている租税条約の優遇政策の享受可能性にかかる重要事項であり、国際税務におけるホットトピックでもある。本稿ではこれまでに公布された規定に照らし合わせながら「受益所有者」の判定について解説していく。

[Hong Kong] M&A と事業分離(後編)

M&A が企業の成長にとって重要な要素である以上に、すべてのプロセスを如何に迅速、かつスムーズに、そしてミス無く進めていくかという点が非常に重要となる。本稿では、前編(本誌第 71 号掲載)に続き、M&A を検討するに当たり、実務上で注意すべきポイントなどについて、実際に多くの案件に関与した専門家からのアドバイスを紹介する。

Macro Economy

アジア経済情報: シンガポール

2017 年 4Q(10~12 月期)の実質 GDP 成長率は、前期比年率 +2.1% と前期の同 +11.2% から低下した。個人消費、輸出、在庫投資は減速し、政府消費も 2 四半期連続で減少した。17 年通年の実質 GDP は、輸出の増加を背景に、前年比 +3.6% と 16 年の同 +2.4% から加速した。12 月の失業率は 2.1% で、前月の 2.2% から低下したが、低下は 15 年 12 月以来 2 年ぶりとなった。輸出の増加が続いたことで、雇用環境がようやく改善し始めた可能性がある。

今後を展望すると、景気は徐々に減速する可能性が高い。世界的な IT サイクルのピークアウトで、増加基調を維持しつつも輸出の伸びは鈍化するためだ。一方、輸出の増加が続くことで、雇用環境は次第に改善が明確となり、景気を下支えするだろう。実質 GDP 成長率は 18 年が +3.3%、19 年が +2.6% と予測する。



勃興する深圳ベンチャー企業 ～紅いシリコンバレーで何が起こっているのか～

鈴木 道人 みずほ銀行(中国)深圳支店

深圳は今、『紅いシリコンバレー』と呼ばれている。毎日、平均 1,000 社のベンチャー企業が生まれ、その草分け的な存在であるドローン開発の DJI は今や、売上高 27 億ドル、従業員 12,000 人、民生用分野での世界シェアは7割に達する大企業に変貌を遂げている。こうした深圳ユニコーン企業あるいはその予備軍とされる企業は 100 社程度が存在するといわれる。深圳にはなぜ、これだけ多くのベンチャー企業が存在するのか。そして、これら企業は短期間でどのようにしてユニコーン企業にまで成長できるのか。『紅いシリコンバレー』の今と、深圳にひしめくベンチャー企業の実態をお伝えする。

1. ハードウェア・ベンチャー企業が集積する深圳

深圳には足もと、12 社のユニコーン企業が存在する。この中には冒頭で紹介した DJI のほか、米スタンフォード大学での研究技術をベースに、折り曲げ可能なフレキシブル液晶を開発した柔宇科技、日本の紅白歌合戦といわれる中国年末最大の音楽番



ベンチャー企業が集積する深圳湾創業広場

組(春節聯歡晚会)にて 500 台のロボットを一斉に躍らせた UBTECH、AIを使ったデータ解析で健康管理サービスを提供する iCarbonX などが含まれる。

深圳に集積するのはユニコーン企業ばかりではない。テンセント、アリババ、百度をはじめ中国大手 IT 企業が拠点を置く同市南山区の深圳湾創業広場(写真)には、次のユニコーン企業を目指して 200 以上のベンチャー企業が入居している。また同様の施設は市内に無数にあり、50 万社程度のベンチャー企業が存在すると言われている。

2. 深圳が紅いシリコンバレーと呼ばれる理由

それでは、なぜ深圳にはこれだけ多くのベンチャー企業が集積し、ユニコーン企業へと成長していくのか。それには、深圳ならではのエコシステムや、サプライチェーンの存在、そして深圳に本拠地を構えるグローバル中国企業と、それをバックアップする深圳市政府——この4つの存在抜きには、紅い

シリコンバレーを語ることは出来ない。それぞれについて以下、考察を加えたい。

(1) エコシステムの存在

まず、深圳には多くのスタートアップ企業が成長していくためのエコシステムが形成されている(次頁図)。スタートアップ企業はアイデアを持っているが、それをビジネスにするためには、設計・開発、資金調達、人材開発、販路拡大、部材調達、生産管理など、各方面においてサポーターが必要となる。特にハードウェア系のスタートアップ企業にとって、このエコシステムはモノ作りの源泉であり、欠かすことが出来ない仕組みである。深圳のベンチャー企業は他都市と比べ、ハードウェアやロボット系のベンチャー企業が多いといった特徴があるのも、このエコシステムの存在によるところが大きい。

このエコシステムの中心にいるのが、アクセラレーターと呼ばれる、スタートアップ企業が必要とするこれらパーツを有機的に結合させる役割を果たす組織で、当地の代表的なアクセラレーターとしては、HAX、ロケッツスペースなどがある。これら深圳のアクセラレーターの特徴は、スタートアップ企業のアイデアを見て、資金提供、製品の開発設計、販売、そしてIPOやM&Aに至るまでのさまざまなサポートを一貫して実施することにある。またメーカー・フェアなどを通じてこれらスタートアップの情報を発信し、それに賛同する仲間、横の繋がりを作っていく。知り合いの知り合いが仲間となり、瞬く間に何十、何百というネットワークが構築されていく。深圳の2週間は日本の1年と言われるが、このネットワークの構築が深圳スピードを支える大きな要因であることは間違いない。

こうしたアクセラレーターの支援を受けた、STEM教育¹用プログラミングロボットを開発するMakeblockは、創業わずか5年で既に140カ国で製品を販売する、生まれながらのグローバル企業である。2020年から始まる日本でのプログラミング教育の必修化に伴い、日本でも現法を設立し、ソフトバンクC&Sと組んで製品を販売している。王建軍CEOは「多くの子供に当社製品を使って遊び、ロボットやプログラミングを身近なものとして感じてほしい。世界各地で自社製品を使った大会を開催し、親子、友達間のコミュニケーションツールとしても製品を発展させていきたい」——そんな夢を語っている。ベンチャー企業の創業者と多く接していると、単なる金稼ぎではなく、こうした熱い思いを持っていると感じる。

さらに、アクセラレーターは世界の大手企業をサポーターとして味方につけることで、スタートアップの事業成長を加速させている。時には大手サポーター企業から出資を引き出し、彼らも魅力的な技術や製品であればM&Aにより自社に取り込むなど、相互にメリットを享受している。また中国らしいところは、Wechat等を通じてオープンなコミュニケーションを行っていることである。深圳には大小400ものアクセラレーターが存在すると言われるが、これらの組織がそれぞれ縦横無尽にベンチャーと大手企業のニーズを結び付けていくのである。

(2) サプライチェーンの存在

この深圳のエコシステムの完成度は極めて高い。なぜならエコシステムを構成する重要なファクターであるサプライチェーンが深圳に存在するからである。

¹ 科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、数学(Mathematics)分野の教育の総称。

る。サプライチェーンがあるからこそ、1日でプロトタイプが完成し、技術的な改善点をすぐさま製品に反映できる。また低コストで量産が可能となり、販売の間口を広げることが出来るのである。

このサプライチェーンは深圳が1980年に中国初の経済特区に指定されてから30年余りをかけて出来上がったものであり、一長一短に真似をできるものではない。深圳では「世界の工場」と呼ばれた加工貿易において、外資企業から厳しい生産、品質管理を求められ、着実に技術力を向上させてきた。今では、世界の約3割にあたる4億台の携帯電話が、また世界の約4割にあたる約8億枚の液晶ディスプレイが当地で生産され、それらを構成するための多種多様な電子部品も深圳で生産されている。

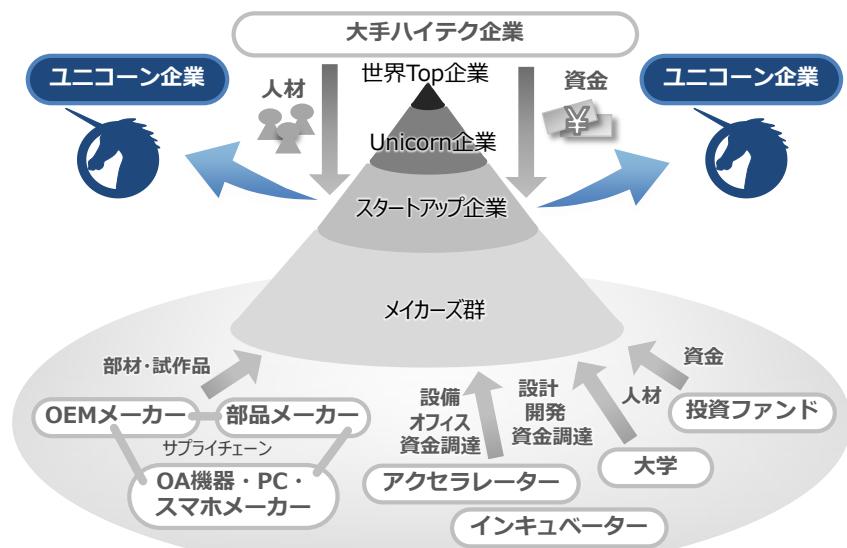
これらの電子機器・部品は多くが台湾系EMS世界最大手のホンハイ(鴻海精密工業)を中心としたOEM工場で生産されており、大小合わせ50万社とも言われるこれら部品メーカーがサプライチェーンを形成している。また、「深圳の秋葉原」とも呼ば

れる華強北エリアでは、秋葉原の30倍の面積で、何十万点もの部品が売られている。このサプライチェーンがあるからこそ、スタートアップ企業はアイデアを形にし、試作品を作り、低コストで量産をはじめることが出来るのである。言い換えれば深圳特有のサプライチェーンを含んだエコシステムが、今日の深圳におけるモノ作りベンチャー企業の躍進を支えているということであろう。

(3) 深圳に本拠地を構えるグローバル中国企業の存在

深圳にはほかにも、強力なサポーターであり、ベンチャー企業の目標でもある世界的な大手企業が存在する。深圳に本社を置く世界的企業は多く、世界第3位の携帯電話出荷台数を誇る通信・IT大手の華為(HUAWEI)、二次電池や携帯電話リチウムイオンの生産にはじまり、16年には世界No.1のEVメーカーに躍り出たBYD、インターネットメッセージアプリ微信を開発し、アジアの時価総額トップ企業となっているテンセントなどがその代表格である。

【図】深圳のエコシステム・イメージ



(出所)みずほ銀行作成

こうした大手企業の開発力は年々力を増している。17年世界の特許出願件数ランキングで中国は米国に次ぐ2位となったが、その中国で申請される特許の4割を深圳企業が申請するなど、中国のハイテク企業の一大集積地となっている。

ベンチャー企業もこれら大手企業と無関係ではなく、ヒト的にもモノ的にも繋がりをもっている。まず、深圳ユニコーン企業やその候補企業の創業者の3人に1人がこれら深圳大手企業の出身者となっている。彼らは大手企業内で経験を積み、独立後はその経験を生かして開発を行っている。某フィンテック企業の創業者曰く、「以前の勤務先は大企業のため、社内で開発を行ったのでは莫大な時間とコストがかかるだけでなく、他社への横展開も難しかった。そこで、独立後は勤めていた企業向けにコストを下げたシステムを提供するとともに、そもそも開発余力のない地方の同業他社に対しても販売することで更にコストを下げた。自らが正しいと感じたことを直ぐに実践できるのが中国の強みだ」と話す。

また、中国の大手企業はコーポレート・ベンチャーキャピタル(CVC)を社内に抱えている。彼らはグループの窓口として常に、ベンチャー企業の目利きをし、グループの発展に必要な技術や販路について情報共有し、ベンチャーなど外部からの持ち込み案件等は精査を行い、適切な部門を紹介している。先ごろ訪問した某大手企業が開発するショッピングモールでは、当該企業グループのCVCが前年に投資したベンチャー企業の技術によるマーケティング・解析システムを導入していた。外部で開発された技術であっても、良いものは良い、それを取り入れて自分たちのビジネスにも活かしたい——。事業拡大に向けた戦略・方針として当たり前のことでは

あるが、それを実践し、自社で率先して活用するスピードには驚きを隠せない。

このほか、深圳では定期的にハッカソン² やスタートアップイベントが行われている。こうしたイベントには多数の中国大手企業も参加しており、ベンチャー企業にとってまたとない成長の機会となるだけでなく、大手企業側も成長の加速に向か、他社に先んじて有望な技術やビジネスを見出そうとする、Win-Winの関係が存在する。例えば、インターネット通販大手の京東が起業支援を目的に当地で開設した京東スマートカフェには、京東が投資したベンチャー企業の製品が飾られている。京東はネット販売する製品の他社製品との差別化を図るため、自らベンチャーに投資し自社専用の製品を作らせているのである。このようにヒト、モノ、カネが大手中国企業と深圳ベンチャー企業の間で繋がっていることで、深圳全体の成長力を押し上げていることが感じ取れる。

(4) 深圳市政府の存在

中国経済は一貫して成長を続けているが、低コストを武器にしたモノづくりで飛躍的な成長を遂げた時代は終わりを迎え、「新常態(ニューノーマル)」と呼ばれる安定的な中長期の成長持続に向けた産業構造の高度化を急いでいる。このため、中国政府は「一带一路」に代表される国内企業の海外展開や、「中国製造 2025」などの各種政策を打ち出すとともに、「大衆創業、万衆創新(大衆の創業、万人のイノベーション)」のスローガンに表されるニュービジネスの創造を行っている。

² エンジニアやデザイナー、プランナーなどがチームを作り、与えられたテーマについて各自の技術やアイデアを持ち寄り、一定期間(数時間～数日程度)内にサービスやシステム、アプリケーションなどを開発し、成果を競う開発イベント。

深圳市政府は中国全体のこうした動きの先頭を走っている。モノのインターネット(IoT)やスマホ、オープンソースのソフトウェアやハードウェア、さらにはクラウドファンディングの普及によって、創業のハードルは従前より低くなり、比較的容易に事業をスタートすることが出来るようになっている。それでも創業からビジネスに繋げるだけの仕組みや支援がなければ、誰もが深圳に集まって創業することにはならない。深圳市はそのために数々の政策をもってベンチャー企業の支援および呼び込みを行なっている。

① 深圳市によるスタートアップ企業への支援策

まず深圳市政府はベンチャー企業の創業者はもとより、大学、研究機関、またスタートアップ企業を支援するワーキングスペース運営者に至るまで幅広い対象に、最大500万元までの手厚い補助金の支給を行っている。加えて海外留学生などの誘致のため、賃料補助や公営住宅の申込支援、海外の企業・大学への研修プログラム参加支援、研究開発の資金援助、起業する学生に対する休学年数の延長など、ありとあらゆる施策をもってこれをサポートしている。中国の経済都市として深圳市は豊かな財源を保有するからこそ可能な施策である。

② 優秀な人材の誘致

深圳ベンチャー企業の創業者の多くは海亀族といわれる海外留学組で、彼らは海外の大学で得た知識をビジネスとするため、企業を立ち上げる。また、留学後、先述したような国内外の大手IT企業で経験を積んだ後、独立し創業するケースも多い。いずれのパターンも、総じて海外経験者が中心となっており、市政府も政策や条例を通し、補助金

の支給などを通して海外の優秀な人材を誘致することに取り組んでいる。こうした人材誘致政策の結果、海外留学経験者は深圳に8万人を数え、その数は年々増え続けている。

③ 教育機関・研究機関の拡大

深圳は元々歴史が浅いこともあり、1983年創立の深圳大学と理系大学1校の計2校しか大学がなく、北京の60校、上海の35校と比べ大学数が圧倒的に少なかった。そこで市政府は土地の無償貸出なども含めイノベーションの種となる国内有名大学の誘致を図ってきた。それらが功を奏し、今では产学研連携の交流が進み、清華大学、北京大学をはじめ、香港中文大学、ハルピン工業大学など10程度の内外の大学が深圳に分校を設け、新たなイノベーションの種まきが積極的に行われている。

また深圳大学では起業やイノベーションを促進する独自のカリキュラム(創業実践コース)が設けられ、テンセント、アマゾンなどの企業人を招いての実践的な教育が行われている。产学研連携プロジェクトにおいて実際の企業と共同研究を行い、他大学を巻き込んだピッチコンテストを主催するほか、ベンチャー企業へ直接的な資金提供をしていることも特徴の一つであろう。このほか、07年設立の深圳大学創業園、09年設立の深圳清華大学院など大学自らがベンチャー企業への支援を行ってきているのも特徴といえるだろう。

④ ベンチャーキャピタル(VC)

深圳市創新投資集団(以下、深創投)は深圳市政府主導で1999年に設立した、投資ファンド規模で中国No.1の2,800億元に上るVCである。公的機関である市政府が主体的に出資するだけでなく、民

間資本も取り入れることで、これまでに約 900 案件に投資を行っている。また同市には深創投のほかにも、創東方など市政府が設立に関係したVCが多数存在する。こうした政府の動きに牽引されるように、IDG やセコイア・キャピタルなどの外資系大手 VC も深圳に拠点を構えるなど、一定以上の規模の VC は 100 社程度が存在し、エンジエル投資家まで合わせこれまでに累計 1,200 億元という巨額が深圳ベンチャー企業に投じられている。創業間もないスタートアップ企業から、その後の成長資金を必要とするベンチャー企業まで、市政府および政府関連の組織が深く携わることで、民間だけでは負えないリスクを一部政府主導で負担しているところが深圳の特徴でもある。

3. 拡大を続ける深圳と日本企業の動き

日々生まれる 1,000 社のスタートアップ企業に、100 社の有名 VC と累計 1,200 億元の投資、400 社のアクセラレーターとモノ作りをサポートする 50 万社のサプライチェーン、8 万人の海亀族、最大 500 万元の市政府補助金——。代表的な数字を並べるだけで、紅いシリコンバレーの規模に圧倒される。

そして、この勢いは更に加速し、拡大を続けていくそうである。その一つの理由は広東、香港、マカオを一つの湾岸地域として発展させる、国のベイエリア構想である。この構想により3つの地域が結びつくことで、2020 年には当該地域に1時間経済圏が完成し、ニューヨーク、東京に匹敵する国際的なベイエリアが誕生する見通しである。

当該構想により期待されるのは、同じ経済圏内にある各都市の優位性を取り込んだ深圳ベンチャー企業の発展加速だろう。たとえば、自動車の街・

広州と情報通信の街・深圳のコラボレーションにより、AI による自動運転技術の劇的な向上などが想定される。また知財保護の進んでいる香港との連携により、知財保護を懸念して投資を控えていた海外企業から深圳ベンチャー企業への投資が更に加速されることも考えられる。深圳ベンチャー企業がベイエリアの各都市と連動しながら、その活動の範囲を広げていくことは時間の問題であろう。

かかる中、日本企業の深圳への関心度は日増しに高まっている。日本から深圳ベンチャー企業を訪問して協力可能な点を模索する企業もあれば、アクセラレーターと定期的に接点を持ち、虎視眈々と伍すべきベンチャー企業の情報収集を図る企業もある。中国ベンチャー企業とどのように付き合うべきか、どのように WIN-WIN の関係を構築すべきか、あるいは深圳の勢いをどのように社内に取り込んでいくのか、各社各様の考えがあると思われるが、その取組方法に迷っている企業も多いと感じる。

一方、我々が中国ベンチャー企業やアクセラレーター、VC と情報交換する中では、必ず日系企業の名前が出てくる。時には日系企業が深圳ベンチャー企業と連携したケースや、投資事例などを示した上で、潜在的な投資案件や優良ベンチャー企業を日本企業と結びつけるための相談を受けることも少なくなく、日系企業への関心は非常に強いものがあると感じている。深圳におけるビジネスのスピードは速く、判断が難しいことも事実ではあるが、紅いシリコンバレーを活用した日系企業の新たなビジネスチャンス創出のために、引き続き情報提供を行って参りたい。



香港における介護市場の現状と課題

陳 穎欣 みずほ銀行 香港営業第一部

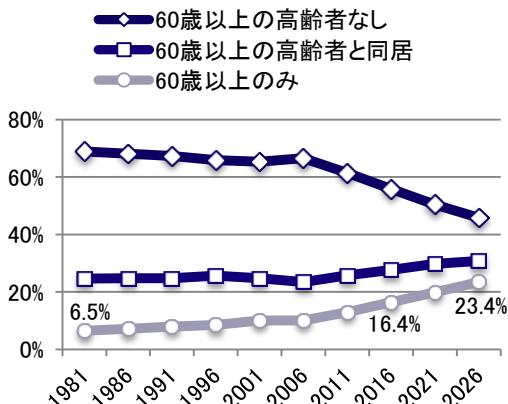
中国アセアン・リサーチアドバイザリー課

香港統計局が発表した2016年中間国勢調査によれば、香港人の平均寿命は男性が81歳、女性が87歳と、先進国・地域の中で男女とも「長寿大国」日本を抜いて世界一になった。ただし、平均寿命の改善とともに高齢化も進んでおり、同年の総人口に占める高齢者(65歳以上)の比率は16%と過去最高水準を記録した。一方で、香港の出生率は低く、合計特殊出生率は1.2人にすぎない。高齢化と少子化の同時進行で、2015年には既に高齢社会に入っており、2025年には超高齢社会に入ると見込まれている。本稿では、香港における老人介護市場の概況と直面している課題について考察する。

進む少子高齢化と社会福祉制度の実態

香港政府は高齢者対策の原則を在宅介護としており、高齢者が自立した社会生活を営むために必要な支援を提供し、可能な限り長く居住地のコミュニティに住み続けることができるよう、さまざまなニーズに対して必要なサービスを幅広く提供している。足もと、高齢者の9割が自宅に居住しており、老人ホームや病院などの自宅以外の施設に居住している高齢者は全体の10%未満にすぎない。他方、近年は核家族化が進み、子供との同居率は減少傾向にある。言い換えれば、高齢者の独居、あるいは高齢者のみの「配偶者と同居」世帯は急増している。1981年には6.5%に過ぎなかつた60歳以上の高齢者のみの世帯は、2016年には16.4%まで増加し、政府の予測では、26年には全世帯の1/4を占める23.4%まで増加すると見込まれている(図表1)。

【図表1】世帯平均構成の推移



(出所)香港統計局 *2017年以降は推計。

香港には公的な国民年金制度が導入されていないため、低賃金労働や子供からの仕送りのみで生計を立てている高齢者が多く、高齢者の3人に1人は貧困線¹以下で暮らしている。年金は、強制積立年金制度(MPF)が2000年に導入された

¹ 香港の貧困線:1人世帯月額収入 HKD3,800(約52,000円)

が、フルタイムの被雇用者および自営業者が対象であり、失業者や、そもそも制度発足以前に退職した高齢者は加入していない。なお、香港には国民保険もなく医療費が高額なため、公立病院で医療サービスを受ける市民が多い。このため、高齢人口の増加とともに、公立病院の人手やベッド数の不足、およびサービス水準の低下も議会で度々非難されている。

また現在、香港における 65 歳以上の高齢者約 111.7 万人(2016 年)のうち、なんらかの福祉関連手当を受給しているのは半分程度に過ぎず、高齢者の貧困問題をますます深刻化させている。高齢者向けの社会保障手当には、70 歳以上のすべての高齢者が対象となる「公共福祉金」と、広く社会的弱者に向けた生活保護に当たる「総合社会保障援助」(以下、総援)の 2 つがある。「総援」は支給対象者の年齢制限はないが、実際の受給者は所得水準が低い 65 歳以上の高齢者が半分以上を占めているのが実態だ。そこで近年、政府は前述の高齢者手当以外に、65 歳以上の高齢者かつ資産額が一定基準以下であることを条件とする高齢者生活手当と、より所得の低い高齢者に向けた高額高齢者生活手当を導入するなど、高齢者の貧困対策を急いでいる。しかし、高齢者の貧困撲滅にはさらなる社会保障制度の拡充が必要だ。

【図表2】香港における高齢者デイケアセンターの分類

在宅状況改善・コミュニティー介護サービス (改善家居及社区照顧服務)	65 歳以上の在宅適格高齢者に対し、簡単なデイサービス(基本診断、簡易介護、食事・栄養管理、コンサルティング等)を提供
総合在宅介護サービス (綜合家居照顧服務)	60 歳以上の在宅病弱高齢者を中心に、時間限定で自宅を訪問し、簡単な介護サービス(身辺整理、簡単介護、リハビリ支援等)を提供
高齢者デイケアセンター (長者日間護理中心/単位)	60 歳以上の身体機能が中度/重度損傷と診断された在宅高齢者に対し、通所の介護サービスを提供

出所:香港社会福利署

在宅介護における課題

香港の介護制度が在宅介護を前提としていることは先に述べたが、その介護の主な担い手となっているのが、外国人メイドである。特に、先述の独居高齢者あるいは高齢者のみの夫婦世帯で雇用されている外国人メイドは 16 年時点で 3 万 9,609 世帯と、10 年前(06 年)の 1 万 2,807 世帯と比べ 3 倍に増加している。ただ、介護の専門家ではないメイドに高齢者の世話をさせることに懸念が高まっていることを受け、政府は 17 年度施政報告において、「メイド老人介護試験計画」を提案し、外国人メイドが老人介護に関する専門知識を身につけられるよう対策を講じている。一方、メイドの主な出身国であるインドネシアとフィリピンの両政府が近年、労働力の輸出を制限する方針を打ち出していることから、今後は介護人材の不足も懸念されている。

このほか、在宅高齢者を支援するためのデイサービスが政府の支援を受けた非営利組織により提供されている。こうしたデイケアセンターの利用者は要介護度により 3 段階に分けられ(図表2)、メイドを雇用できない低・中所得層の在宅高齢者は主に「コミュニティー介護サービス」を利用している。しかし、人手不足などを理由に、デイサービスを申請しても場合により 1 年以上待機しなけれ

ばならないこともあるようだ。

介護施設における課題

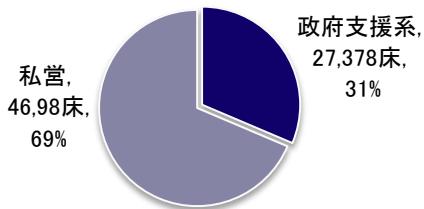
高齢者がメイドや家族による介護を受けることが困難な場合は、介護施設を利用することになる。香港における高齢者向けの介護施設（以下、老人ホーム）は、政府支援系と私営系の2種類に分類され、それぞれベッド数の1/3、2/3を占めている（図表3）。政府支援系は公的補助を受けた非営利組織や教会などにより運営されており、入居費等は低額だが、ベッド不足が慢性化しているほか、入居の可否は日本の要介護認定と類似した「養老サービス評価制度」により判断され、登録後、空室が出るまで待機する必要がある。政府は政府支援系老人ホームの不足を補うため、私営老人ホームの一部をベッド単位で借り上げている²が、それでも入居希望者に対しベッド数が極端に不足しているため、政府系老人ホームの入居待機人数は、18年3月末時点では3万7,911人、入居までの平均待機期間は約24カ月となっている。

政府系、私営系にかかわらず、老人ホームの入居者のほとんどは中・低所得層、または「総援」対象者であることから、政府の補助で経営が維持されているのが実態である。一方、介護職従事者の賃金は他の職種に比べて低く、長時間勤務や厳しい労働環境により、人材の確保が極めて難しい状況にある。香港では失業率が約3%と、ほぼ完全雇用の売り手市場が続く中、老人ホームにおける一般介護職員の不足率は18%に達する慢

² 改善ベッド購入計画：介護老人ホームのベッド不足緩和や入居待機期間の短縮を目指し香港政府が私営老人ホームからベッドを借り上げ、高齢者に提供するスキームとして1998年から実施。借り上げたベッドは、政府系老人ホームと同じ費用で利用することができる。

【図表3】政府支援系/私営系老人ホームのベッド

提供数（2017年12月31日末時点）



出所：香港社会福利署

性的な人手不足に陥っている。この対策として、私営系老人ホームは外国人労働者の雇用が認められており、現在、私営系老人ホームで働いている従業員のうち約10%、2,500人程度を外国人労働者が占めるに至っている。さらに政府は18年度中に、政府系老人ホームで働く介護従業者の賃金を引き上げ、待遇改善と人材確保を図る方針だ。

このほか、政府は老人ホームの質の向上に向け、先端的な介護用品、設備機器、サービス・ソリューションの導入支援を計画している。また、現在の「老人ホーム条例」は20年前に改定されたもので、平均居住面積や入居者一人当たりの職員数などの基準が実際のニーズと乖離していることから、これらの改訂も検討しているという。

日系企業参入への期待

香港はもともと日本への親和性が高いが、昨今の高齢化の進行に伴い、質の高い介護サービスが求められる中、香港に先んじて高齢化社会を迎える日本の介護にも関心が高まっている。日本の高齢者向けの技術や設備、器具などは世界から見てもトップ水準にあるだけでなく、日本人の生活習慣や居住環境は香港と類似している部

分が多く、日本式の介護は香港でも受け入れられやすい側面があるためだ。かかる中、香港政府と香港社会サービス協議会は今年11月に「高齢者のためのイノベーション・テクノロジー・エキスポ/サミット 2018」³を開催する予定で、これを機に日本をはじめ海外の介護関連業者を誘致し、高齢者向け商品やサービスのマッチングができるプラットフォームを構築する計画だという。

また、香港の私営系老人ホームは18年3月末時点で548カ所あるが、複数のホームを経営する大手も含め、中間所得者層以上を満足させる介護サービスを提供できる施設はほとんどなく、外資企業等による香港老人ホーム市場への参入事例は見当たらない。近年になってようやく、日本企業が香港の大手企業と提携し、高齢者施設の改装や介護事業のコンサルティングを通じ、ノウハウや人材育成のサポートを行うケースが見られるものの、いずれも本格的な参入にまでは至っていない。海外での介護事業展開に興味を持つ日本企業にとって、外資参入規制がなく、日本と同様の生活水準・スタイルを持つ香港での事業展開は、新たなビジネスチャンスの一つになるのではないだろうか。

なお、香港には「養老サービス統一評価制度」という要介護度認定システムがあるが、公的な介護サービスの申請にかかる判定にのみ適用される。日本の介護サービス事業は、使用者の居住環境や要介護度に応じたケアプランを作成し、適切な

器具、装置のレンタル、リハビリテーションから高齢者向けの食事配送サービスまで、介護のみならず生活全般にわたる支援が幅広く提供されているが、香港でも近い将来、中・高所得層の高齢者に向けた、使用者それぞれに合った広範なサービスの導入が期待されており、ここでも日本企業の知見やノウハウが役立つだろう。

香港の高齢者人口が増え続ける中、社会保障制度が不十分な香港において、老人介護に対する支援ニーズはさらに強まっていくことが予想される。かかる中、共通事項の多い香港の介護市場は、日本の介護関連事業者にとって豊富な経験とノウハウを活用できる有望な市場になると考える。

³ Gerontech Innovation Expo Cum Summit

GeronTechとは、Gerontology(ジェロントロジー:老年学)とTechnology(テクノロジー:科学技術)を組み合わせたGeronTechnology(ジェロンテクノロジー)の略で、高齢化にかかる学術・研究と現在の科学技術を融合させ、高齢者の自立支援等をテクノロジーで実現することを目指す。



【Indonesia】

さらにハードルが高くなった 中小企業の投資

佐藤 篤 PT FAIR CONSULTING INDONESIA

インドネシアでは2015年の最低投資額規制¹により、外資企業²は、製造業、非製造業の区別なく100億ルピア(約8,500万円)以上の投資(ただし土地、建物を除く)をしなければならないと規程されています。払込資本は授権資本の25%以上、25億ルピア以上なければなりません³。

上記の規程は中小企業にとって、インドネシアへの投資を検討する際のひとつの障害となっていましたが、今般、新たな規程⁴により、外資企業に対し純資産100億ルピア以上、売上高500億ルピア以上の条件が付され、中小企業のインドネシアへの直接投資のハードルがさらに高くなりました。新規程にはダイベストメントの条件緩和などの規制緩和も含まれています。本稿では新規程の詳細についてご説明します。

1. 投資申請手続きの変更

新規程は会社設立運営までの期間を短縮するためとして、投資手続きの変更を行っています。従来の規程では、まず投資調整庁(BKPM)より基本投資

許可(Izin Prinsip)を取得し、外資比率などの基本的な条件について許可を取得した後、会社設立手続きを行い、最後に恒久的営業許可(IUT)を取得して、事業を開始するという手順でした。

新規程では従来の基本投資許可が投資登録(Pendaftaran Penanaman Model)へ、恒久的営業許可が「ビジネスライセンス」との呼称に変更となっており、投資家はまず会社設立を最初に行ない、その後に投資調整庁へ申請する手続きに変更となっています。新規程では、①会社設立で建設工事を伴う事業、②機械、設備投資を必要とする事業、③環境破壊を生じる可能性のある事業、④国の安全保障、資源管理、インフラ整備に関する事業、については納税番号を取得していること、事業所を保有していることを条件に、「投資登録」を経ることなく「ビジネスライセンス」を取得できるとしました。

従って、工場などの建設工事を伴わないサービス業の場合は、次頁図表1のとおり、会社設立後、すぐに「ビジネスライセンス」を取得して事業を開始することができます。しかし、この手順で行えるのはサービス業でも、ディストリビューター(販売業)およびコンサルタント業に限定すると、投資調整庁の投資家への説明会で言及されております。

製造業の場合は同図表2の手続きに変更となります。サービス業にしろ、製造業にしろ、新旧手続

¹ 投資認可のガイドラインと手続きに関する投資調整庁長官規程 No.14Year2015

² インドネシアの場合、1%でも外資が株式を保有していれば外資企業=PMA企業とされる。

³ 各株主の最低出資額は1,000万ルピア以上)

⁴ 資本投資に対するライセンスと優遇措置付与のガイドラインと手続きについての投資調整庁長官規程 No.13 Year 2017 (Guidelines and Procedures for Capital Investment Licensing and Facilities, "BKPM Reg. 13/2017")

き比較表にみられるように、最初に会社を設立する
ように変更となっていますが、申請項目数は従来と

ほとんど変更なく、手続きが迅速化、簡素化された
とは言えない状況です。

【図表1】新旧法令による投資手続きの比較(サービス業)

旧法		新法(販社、コンサルタント業)	
会社名登記(公証人経由)	法務人権省	会社名登記(公証人経由)	法務人権省
投資基本計画書(Izin Princip)	BKPM	会社定款登記	法務人権省
会社定款登記	法務人権省	会社所在地証明(Certificate of Domicile)	州政府
会社所在地証明(Certificate of Domicile)	州政府	会社設立登記	法務人権省
会社設立登記	法務人権省	納税番号(NPWP)取得	税務署
納税番号(NPWP)取得	税務署	資本金送金	
資本金送金		ビジネスライセンス(Izin Usaha)取得	BKPM
会社登録(TDP)	商業省	会社登録(TDP)	商業省
納税事業者番号(PKP)取得	税務署	納税事業者番号(PKP)取得	税務署
外国人雇用計画書(RPRKA)	移民局	外国人雇用計画書(RPRKA)	移民局
輸入ライセンス(API)、関税登録番号(NIK)	地方政府	輸入ライセンス(API)、関税登録番号(NIK)	地方政府
外国人VISA、就労許可(IMTA)、暫定滞在許可(KITAS)	移民局	外国人VISA、就労許可(IMTA)、暫定滞在許可(KITAS)	移民局
恒久的営業許可(IUT)	BKPM	営業開始	
営業開始			

【図表2】新旧法令による投資手続きの比較(製造業)

旧法		新法(工業団地、自由貿易区等)	
会社名登記(公証人経由)	法務人権省	会社名登記(公証人経由)	法務人権省
投資基本計画書(Izin Princip)	BKPM	会社定款登記	法務人権省
会社定款登記	法務人権省	会社所在地証明(Certificate of Domicile)	州政府
会社所在地証明(Certificate of Domicile)	州政府	会社設立登記	法務人権省
会社設立登記	法務人権省	納税番号(NPWP)取得	税務署
納税番号(NPWP)取得	税務署	資本金送金	
工場建設許可(IMB)	地方政府	会社登録(TDP)	商業省
資本金送金		工場建設許可(IMB)	地方政府
会社登録(TDP)	商業省	納税事業者番号(PKP)取得	税務署
納税事業者番号(PKP)取得	税務署	外国人雇用計画書(RPRKA)	移民局
外国人雇用計画書(RPRKA)	移民局	輸入ライセンス(API)、関税登録番号(NIK)	地方政府
輸入ライセンス(API)、関税登録番号(NIK)	地方政府	優遇措置(マスターリスト)申請	BKPM
環境関連許可(UKL、UPL、AMDAL)	地方政府	外国人VISA、就労許可(IMTA)、暫定滞在許可(KITAS)	移民局
優遇措置(マスターリスト)申請	BKPM	投資登録(Investment Registration)	BKPM
外国人VISA、就労許可(IMTA)、暫定滞在許可(KITAS)	移民局	環境関連許可(UKL、UPL、AMDAL)	地方政府
恒久的営業許可(IUT)	BKPM	現場調査(Minutes of Inspection=BAP)	BKPM
商業生産開始		ビジネスライセンス(Izin Usaha)	BKPM
		商業生産開始	

また、会社を設立した後に投資調整庁へ申請することになりますので、投資調整庁で設立した会社の条件が否認されると、会社設立手続きを最初からやり直さなければならなくなりますので注意が必要です。例えば 100%外資が認められると思って会社を設立し、投資調整庁へ申請したら 67%までしか認められないとなると、会社設立を最初からやり直さなければならなくなります。このような混乱を避けるため、やはり会社設立前に投資調整庁へ十分に相談することが不可欠と思われます。

2. 外資企業に対する純資産、売上高規制

インドネシアの外資企業は、規模の大小にかかわらず「大企業」に分類されるとし、「大企業」の定義にある純資産 100 億ルピア以上、売上高 500 億ルピア以上の条件を満たさなければならぬとされました。

「ビジネスライセンス」は「大企業」の条件を満たしていれば、会社が事業を行っている限り有効ですが、申請する時点でこの条件を満たしていない場合は、暫定的に1年の猶予が認められています。1年後の期限にまだ条件を満たしていない場合は、さらに1年の延長が認められますが、それ以降は延長が認められません。

例えば、最低投資額 100 億ルピア、払込資本 25 億ルピアの会社が初年度以降赤字を出し、2年後に純資産が 10 億ルピアになった場合、売上高 500 億ルピアを満たせない場合は 90 億ルピア以上の增资を行わなければならぬことになります。単価の低い部品を扱う販売会社や手数料で稼ぐコンサルタント業にとっては、2年後に売上高 500 億ルピアを達成することは困難と思われますので、当初から払

込資本を 100 億ルピア以上にしなければならないことになります。そうなると最低投資額規制における最低払込資本の 25 億ルピアの規程が形骸化することになります。

上記条件は新規程発効以前にライセンスを取得した会社には適用されませんが、拡張投資等を行なう場合は適用となります。

製造業の場合、会社設立後に投資登録を行いますが、投資登録の有効期限は商業生産、営業開始期間(プロジェクト期間)までで、通常1~5年の期間が与えられますが、3年まで延長することが可能です。これまでと違つて、事業開始前に「現場調査」が必ず行われることとなり、「現場調査レポート」をもとに申請内容の真正性がチェックされ、真正と判断された後にビジネスライセンスが発行されます。また必要に応じて取締役による事業内容のプレゼンテーションを求めることがあるとしています。投資許可は取得したが、投資を実行しない投資家を防ぐために、直接投資管理を強化したものと思われます。

3. その他新規制の留意点

1) ダイベストメント規制緩和

07 年投資法以前に設立された 100% 外資企業は 15 年以内に内資企業へ最低 1,000 万ルピアの株式を譲渡しなければならぬという規程があり、既にダイベストメントを実行した企業も多く見受けられます。その後の規程改定により、譲渡後に買い戻しを行うことは可能となりましたが、過去 100% 外資が認められていた販売会社は、その後の規程改定により外資比率が 67% へ引き下げられたため、買い戻しを行うことはできませんでした。

今般の新規程では、①いかなる内資企業に対しても株式を売却する意思がないとの株主総会決議書を投資調整庁へ提出した場合、②内資企業との合弁企業で、内資企業が株主構成を変える意思がない旨の株主総会決議書を投資調整庁へ提出した場合はダイベストメント義務を免れるとし、既にダイベストメントを実行した会社が損を被ることとなりました。

2) 不動産業に対する最低投資額規制緩和

不動産開発、不動産管理事業において、外国投資家が統合的住宅、ビル開発を行う場合は、最低投資額の金額に「土地、建物への投資額」は含まれないとされました。ただし「大企業」の条件が付されることと同じです。

3) ベンチャーキャピタル投資

ベンチャーキャピタル会社からの投資は内資として扱われます。投資調整庁の説明会では外国のベンチャーキャピタルの投資も内資扱いにするとの言及がありました。ただし、ベンチャーキャピタルは投資後 10 年以内に、当該投資先を他の投資家へ売却しなければならないとされています。

なお、各株主の保有割合は株式の額面額により決められますので、無議決権株式(優先株)を使用することで、議決権ベースで過半数を確保することは従来同様に可能です。

4) 支店開設の規程

新規程において、新たに支店を開設する時は、「支店開設ライセンス」を取得しなければならぬとされました。同じ地域内(県内)であればライセンス取得は不要ですが、違う地域の場合には「支店開

設ライセンス」を取得し、新たに 100 億ルピアの投資が必要となりました。例えばジャカルタ中心地にレストランを開業している会社が、カラワンに支店を開設する場合は、新たに 100 億ルピアの投資が必要となります。

5) 名義借りへの規制強化

外国投資家が実質的に株式を保有する、インドネシアの投資家からの名義借り契約(Nominee Agreement)については、既に投資法で違法と規定されておりますが、今般の規程でも明記され、必要な場合、外国投資家は名義借りを行っていない旨の「公証された確認書(Affirmation)」の提出を求められるとされました。

なお、マネーロンダリング、テロ資金供与防止のため 18 年 3月 5 日付で事業の実質所有者報告義務についての大統領令(No.13Year2018)が出され、事業の実質所有者(受益所有者=beneficially Owner)の報告義務化が規定されました。当該規程は目的が別ですが、名義借りの開示につながる可能性があります。



FAIRCONSULTING GROUP

**佐藤 篤
(さとう あつし)**

PT Fair Consulting INDONESIA

フェアコンサルティング・インドネシア代表。大手銀行にて、マレーシア駐在、石油開発会社出向、インド拠点長、一部上場自動車部品会社にてインド、タイ駐在、業務監査室長歴任。アジア勤務歴通算 22 年の豊富な経験を活かし、コンサルティング業務を行っている。



【Vietnam】

小売業の外資規制 ～ENT の免除条件の明確化

山口 健次郎 LNT & Partners

1. 概要

ベトナムでは個人商店や露天商が今も多く、これらの商売を通じて生計を立てるベトナム人が数多く存在します。このため、強力な競争力を有する外資小売業の市場参入は、ベトナム経済の発展に寄与することが見込まれる一方、多くの個人商店や露天商が淘汰される原因にもなりかねません。したがって、ベトナム政府は小売業について外資への開放を認める一方で、外資小売産業の発展に関しては、比較的慎重な態度を取っているものと考えられます。

そこで、本稿では、外資小売業による2店舗目以降の開設可否を判断する経済需要テスト(Economic Needs Test : 以下、ENT)の免除規定にかかる最新の政令を紹介します。

2. 従来の ENT の基準と免除条件

ベトナムでは従前、小売業への外資出資比率は49%に制限されていましたが、2009年1月1日から当該制限は撤廃され、外資 100%での小売業への進出が許容されました。しかし、出資比率以外の規制として、外資企業による2店舗目以降の小売店舗開設の可否については経済需要に応じて個別に判断されるという、ENT をクリアする必要があるとされています。そして、法令上、ENT の判断基準が抽象的・不明確であるため、実務上は当局の広範な裁量によって個別に判断されることから、外資企業にとって2店舗目以降の小売店舗の開設が事実

上困難である事態も見られていました。また、外資小売業者がフランチャイズ形態で進出することも多いのも、ENT の適用を避けるためと思われます。

なお、ENT に関しては商工業省(Ministry of Industry and Trade)が13年4月22日付で公表、同年6月7日に施行した外資企業による交易活動に関する通達(Circular No. 08/2013/TT-BCT、以下「通達8号」)により、省・中央直轄都市による商業マスターplanがあり¹、かつインフラが整備されている地域において、面積 500 m²未満の規模の小売店舗を開設する場合には、当該小売店舗の開設については ENT を経る必要がないとされ、一定程度の緩和が行われました。しかし、「インフラが整備されている地域」の具体的な内容は示されておらず、当該 ENT の免除を享受できる条件が必ずしも明確化されたわけではありませんでした。

3. 本政令による ENT の基準と免除条件の明確化

この ENT の基準と免除条件に関し、外資企業による交易活動に関する政令(Decree No.09/2018/NĐ-CP、以下「本政令」)が発布されました。本政令は、18年1月15日より施行されています。

まず、ENT の免除条件に関し、23条1項によれば、①面積 500 m²未満の規模であること、②トレーディングセンターに位置すること、③コンビニエンスストア

¹ ただし、このマスターplanが省・中央直轄都市レベルの都市開発プランを指すのか否かは明らかではありませんでした。

またはミニスーパー・マーケットでないことが明記されました。免除を受けるためには、これら①から③すべての条件を満たす必要があります。これにより、従来必ずしも明確ではなかった ENT の免除条件が若干クリアになったものと評価できます。

また、ENT の審査基準として、通達8号では、小売店舗が開設される地域の①小売店舗数、②市場安定性、③人口密度、④地域の規模が挙げられているに過ぎませんでした。しかし本政令では、①小売店舗開設に伴って影響を受ける地域の規模、②同地域内の中売店舗数、③同地域内の市場安定性や伝統的なマーケット等への影響、④同地域内の交通渋滞、環境衛生および防災への影響、⑤ベトナム人の雇用創出への貢献可能性および国家予算への貢献可能性等の社会経済発展への貢献要素が挙げられました。したがって、本政令により ENT の審査基準自体も明確性が増したものと評価できますが、引き続き当局の裁量が大きく影響することは否定できないため、留意が必要です。

なお、ベトナム政府は外資への小売業の全面的な開放に関してはいまだ慎重な態度を取っています。もっとも、18年3月8日に署名された環太平洋パートナーシップ協定(TPP11協定)において、ベトナムは同協定発効から5年後に ENT を撤廃することを約束しているため、これにより小売業への外資参入がいっそう促進されるものと期待されています。いずれにせよ、日本の投資家としては、TPP11協定の動向に注視する必要があります。

4. まとめ

ベトナム政府は従来から批判の強かった ENT の基準の明確化を目指しており、本政令はそれなりに評価できるものと思われます。しかしながら、上述

のとおり、本政令が実務上どのように運用されていくかについてはまだまだ不透明な部分が多く、多店舗展開を前提として小売市場に参入することを企図している外資企業にとっては、今後の展開を予測することが困難なため、新規参入に及び腰になることも否定できません。この点、TPP11協定がベトナム市場への参入を狙う日本企業にとっては大きなチャンスとなることが予測できる一方、今後の動向にはやはり慎重に検討する必要があるようと思われます。

また、上記の店舗規制とは別に、外資小売企業が扱うことができる品目は、WTO加盟文書によって規制されており、タバコ、葉巻タバコ、本、新聞、雑誌、録画物件、貴金属、宝石、薬品、火薬、原油、精油、米、サトウキビの砂糖(Cane Sugar)、または甜菜糖(Beet Sugar)については扱うことができない点にも留意が必要となっています。

加えて、扱う品目ごとに関連当局の意見照会が行われることから、多様な品目を扱う小売業を行う場合には、許認可を取得(投資許可証の発行)するまでに時間がかかる点も懸念事項の一つとなっています。



山口 健次郎
(やまぐち けんじろう)
弁護士
LNT & Partners
森・濱田松本法律事務所



2007年東京大学大学院公共政策学教育部中退。13年北京大学外資企業EMBA高級研究班修了。08年弁護士登録。10年より森・濱田松本法律事務所にアソシエイトとして参加。16年7月よりLNT & Partners(ベトナム・ホーチミン市)出向中。



【India】インドの税制 [68]

インド 2018 年予算案 および GST の最新動向

小宮 祐二 KPMG インド(デリー)

1. はじめに

インド政府が先ごろ発表した 2018 年度予算案が、18 年 3 月 14 日に一定の修正を経て下院を通過した。今後、当案は上院および大統領承認を経て正式に施行されることになる。本稿では最初に、案の中で日系企業に影響があると考えられる主な修正点を中心に解説する。あわせて、3 月 10 日に開催された第 26 回 GST 審議会においていくつかの重要な決定がなされている点について、GST の最新動向として紹介する。

2. 2018 年度予算案の主な修正内容

(1) 重要な経済実態

予算案では当初、所得税法 9 条(1)(i)を改訂し、従来の Business Connection (事業上の関連性) の定義に Significant Economic Presence (SEP: 重要な経済実態) を包含することが提案されていた。これは課税基盤の拡大を意図した改正であるが、今

回の下院通過に際して、SEP の判定に際する判断基準が下記のように拡大されている(図表 1)。

(2) PAN の適用範囲拡大

当初案では、個人以外の事業体で 25 万ルピー 以上の取引を行う場合には PAN¹ が割り当てられるとされていたが、今回の修正案では対象が「個人以外の居住者」に制限されており、対象として非居住者を含まない点が明確化されている。これにより、非居住者には当該規定が適用されないことが明確化されたため、当初懸念されていた非居住者である日本企業でインド企業との取引がある場合への影響がないことが明確化されたことになる。

(3) スタートアップ企業に対するインセンティブ

減税措置に関する 7 年間売上高要件(2 億 5,000 万ルピー以下: 単年度毎)の適用期間に関して、以下のよう緩和が図られており、適用可能企業の増加が期待される(次頁図表 2)。

【図表 1】

予算案	修正案
SEP の判定に際して以下の点を問わない。 <ul style="list-style-type: none"> • 非居住者がインドに住居または事業の場所を有するか否か • 非居住者がインドで事業提供を行うか否か 	以下の点が、問わない基準に追加。 <ul style="list-style-type: none"> • 取引または活動に関する契約がインドで締結されたか否か

¹ Permanent Account Number=納税者番号

【図表2】

予算案	修正案
2016年4月1日から2021年3月31日の間に設立された企業の場合で、7年間にわたって充足することが必要	7年間ではなく減税が適用される年度のみに適用

【図表3】

予算案	修正案
2018年1月31日時点の上場株式につき、公正価値の算定方法を示していたが、非上場株式については言及なし。	非上場株式の譲渡益算定(納税者所得税法112A条)の際には、当初取得価格に対するインデックスの適用を認められることが追加された。

(4) 長期キャピタルゲイン課税

非上場株式(18年1月31日時点で非上場であったが譲渡日時点では上場している株式と、所得税法47条に規定されている株式の譲渡としてみなされない取引に伴い納税者の財産となった株式)の公正価値算定方法が図表3のように追加されている。

(5) 10万ルピー以下の長期キャピタル・ゲインの課税性

10万ルピー以下の長期キャピタル・ゲインの取り扱いについて、予算案においては明確に規定がなかったものを、今回の修正案では、総所得から当該少額長期キャピタル・ゲインを明確に除外することで規定の明確化を図っている。

(6) 棚卸資産から固定資産への使用目的の変さらに係わるキャピタルゲイン課税

予算案において、棚卸資産から固定資産への転用に関するキャピタルゲイン課税の繰延を防ぐため、以下の点が提案されていた。

1. 固定資産への転用により生じる利益は事業所得として課税

2. 転用日の棚卸資産の公正市場価値は、その転用の結果として受領または獲得された対価の全額であるとみなす
3. 固定資産の譲渡に起因するキャピタルゲインを計算するために、転用日の公正市場価値を取得原価とする

これに対して、今回修正案では Section28(vi)で言及されている固定資産が事業目的または職業目的のために使用される場合の「Actual cost」には、同項の目的を考慮して公正市場価値を適用することが追加されている。

(7) 政府系機関が発行する社債のキャピタルゲイン課税免除

政府系機関である NHAI²、および RECL³が発行する社債について、キャピタルゲイン課税免除の条件を、従来の保有期間3年超から保有期間5年超へと厳格化することが提案されていたが、対象が不明確であったものについて、今回の修正案では18年4月1日以降に発行される社債に適用されることが明確化された。

² National Highways Authority of India

³ Rural Electrification Corporation Limited

3. GST の最新動向

GST 審議会の第 26 回会合が 18 年 3 月 10 日に開催され、いくつかの重要な決定がなされている。一方で、期待されていた GST 申告の仕組みに関する抜本的な簡素化については、最終決定が見送られた。

本審議会における重要な決定事項は以下のとおりである。

(1) GST 申告の枠組み関連

現在の経過措置的取り扱いである GSTR-1(売上に関する請求単位のアウトプット GST 申告)と GSTR-3B(いわゆる日本の消費税申告と同様の取引高累計額によるアウトプット／インプット GST に関する月次申告)による申告の枠組みが、さらに 3 カ月延長して継続適用されることが正式に決定された。なお、今後の GSTR-3B の申告期限に関しては図表4のとおりである。

従って、GST 申告の仕組みの抜本的簡素化については、今後の GST 審議会での検討を待つことになった。

(2) 輸出業者に対するインセンティブ

18 年 3 月 31 日を期限としていた輸入物品に関する免税の仕組みを 6 カ月間延長し、18 年 9 月 30 日までとすることを決定した。これにより、輸出業者は、現在享受しているさまざまな輸出促進スキームの免税の恩恵を 18 年 10 月 1 日の e-Wallet スキームの導入まで継続することが可能となった。

なお、GST 評議会は、IGST と仕入税額控除の輸出業者に対する還付付与の進展具合をレビューし、

【図表4】

	対象年月	申告期限
1	2018 年 4 月	2018 年 5 月 20 日
2	2018 年 5 月	2018 年 6 月 20 日
3	2018 年 6 月	2018 年 7 月 20 日

IGST 還付のペースが加速していることを評価しつつ、GSTN に対して、今後、さらに迅速に還付請求残高の関税当局／中央および州の GST 当局に対する展開を行うことで当局のさらなる承認および還付の迅速化につなげることを要請した。

これは納税者にとっては歓迎すべき政府の動きであり、今後、輸出業者に対する還付がさらに迅速化されることを期待したい。

また、e-Wallet については、17 年 10 月 6 日の GST 審議会において、輸出業者が輸出目的で仕入れた物品の GST/IGST 支払が先行することからくる資金繰り悪化の抜本的対策として導入が検討された仕組みであり、Directorate General of Foreign Trade (DGFT) により付与される概念的またはバーチャルなクレジットであり、当該クレジットは、輸出業者が物品を輸入／購入する際の GST/IGST の支払いに充当相殺することが可能なため、彼らの資金繰り悪化回避の仕組みとなることが期待されている。

(3) E-Way Bill 関連

E-Way Bill に関して、本会合において以下の重要な進言を GST 評議会が行った。

- 州間供給についての E-Way Bill の適用開始を 18 年 4 月 1 日とする
- 州内供給についての E-Way Bill の適用開

始については今後公表予定だが、最も遅いタイミングでも 18 年 6 月 1 日とする

E-Way Bill に関する法令で審議会が現時点で承認した主要な改善事項は以下のとおり：

- E-way bill が必要となるのは、輸送貨物の価値が 5 万ルピー超の場合のみであり、それ以下の価値の輸送には不要
- 現状、輸送業者が 1 回の輸送で総額 5 万ルピー超の物品を輸送したとしても、個々の輸送貨物の価値が 5 万ルピー未満の場合には e-Way Bill を発行する必要はない
- E-Way Bill の発行に際しての輸送貨物の価値には、e-Way Bill 発行対象外物品の価値は含める必要がない
- 公共輸送機関も e-Way Bill 発行対象の輸送手段に含まれられ、e-Way Bill の発行責任は委託者または荷受者が負う
- 輸送品の承諾または却下の意思表示の期限は、e-Way Bill の有効期限または 72 時間のいずれか早いタイミングとなる
- 外注加工に関する物品の移動の場合、登録外注加工業者もまた e-Way Bill を発行することが可能
- 委託者は輸送業者、輸送仲介業者やイーコマースのオペレーターに対して e-Way Bill の PART-A を委託者に代わって作成する権限を付与できる
- 委託者の所在地から輸送業者までの距離が 50km 以内の場合の物品の委託者から輸送業者への移送に関しては、e-Way Bill の PART-B の作成は不要であり、PART-A のみで足りる

- サイズ超過貨物(Over Dimensional Cargo (ODC))に関しては、追加の有効期限が付与される
- 貨物が e-Way Bill の有効期限内に輸送完了しなかった場合、積み替えまたは例外的状況の場合においてのみ、輸送業者は有効期限の延長を申請できる
- 1 日の有効期限は、e-Way Bill 作成翌日の深夜 0 時で失効する
- 鉄道、空路や水路による物品輸送の場合、e-Way Bill は輸送開始以降にも作成可能

(4) リバースチャージ関連

未登録業者による国内供給についてのリバースチャージの適用による GST 債務の認識開始が 18 年 6 月 30 日まで延期されることが決定した。

(5) TDS および TCS 関連

CGST 法第 51 条の源泉徴収税額(TDS)⁴および第 52 条の徴収税額(TCS)⁵の適用開始について、18 年 6 月 30 日まで延期されることが決定した。

一方で、州政府および中央政府の会計システムと GST ネットワーク(GSTN)のシステム連携の仕組みに関し、TDS または TCS の支払いを行った納税者に対するシームレスな税額控除の提供を目指した継続的な対応を行うことが提言されている。

⁴ Tax Deducted at Source: 支払者が受領者に支払う金額のうち一定割合を源泉徴収し、政府に受領者の税金として納付する仕組み。

⁵ Tax Collected at Source: 一定の物品・サービスの供給の場合に、支払者に課される税金を受領者が支払者より徴収し政府に納付する税金徴収の仕組み。

(6) 納税者の苦情解消の仕組み

GST 導入審議会（GST Implementation Committee: GIC）が、GST の IT システムの故障に起因する納税者の苦情を解消する仕組みを導入する役割を担うことになった。

4. おわりに

今回の予算案の下院での修正可決案では、当初予算案でその影響範囲が明確でなかったことから論議の対象となっていた PAN 取得義務の範囲が明確化されるなど、総じて歓迎すべき修正がなされたうえでの可決となっている。今後は上院、大統領承認を経て施行されることになるが、大きな変更は想定されず、最終化されることが期待されている。

GST に関しては、簡素化の枠組みの明確化が第 26 回 GST 審議会において議論されはしたもの、最終的な合意まで至らず、次回以降に最終決定が持ち越された点は残念であるが、納税者の利便性を担保した税制に改善していくことを志向する決定がなされている点は評価できる。次回以降の審議会において、最終的な簡素化の枠組みの決定がされることを期待したい。

小宮 祐二

(こみや ゆうじ)
KPMG インド(デリー)
ディレクター
日本公認会計士



1998 年にあづさ監査法人東京事務所入所。主に、建設機械製造メーカー、自動車部品製造メーカー等の会計監査及びデューデリジェンス、事業再生業務、株式公開業務に従事。KPMG チェコ、KPMG トルコでのジャパンデスク業務を経て、あづさ監査法人インド事業室にて、インド進出を検討する日系企業のサポート業務を経験後、2017 年 8 月より KPMG デリ一事務所に赴任。会計・税務を中心に、インドにおける日系企業のサポート業務に携わっている。



【Philippines】

フィリピンにおける税制改正

杉山 陽祐 FAIR CONSULTING (Philippines)

はじめに

フィリピンでは 2017 年 12 月の共和国法第 10963 号 (Republic Act No.10963)において税制改革法が成立し、18 年 1 月から施行されている。税制改正は 20 年ぶりであり、Tax Reform Act for Acceleration and Inclusion(通称 TRAIN)と呼ばれ、一連の税制改正におけるパッケージ第一弾として注目されている。

現在のドゥテルテ政権は中長期ビジョンとして貧困率の低下と年間国民所得の増加を掲げており、今回の税制改正がその実現に向けた第一歩となっている。具体的には 2040 年までに貧困の撲滅および一人当たりの国民総所得 (GNI) 12,000 ドルを目標としており、現在の高い GDP 成長率を維持しつつ、国際競争力向上に向けた巨額のインフラ投資を筆頭に、教育、健康、社会保障等への投資が必要としている。そのためには大幅な追加投資が必要であり、これら投資を補うための歳入確保が今回の税制改正の主な目的である。

ドゥテルテ大統領は圧倒的な国民の支持を背景に諸外国への宣伝活動にも精力的である。税制改正や諸外国からの借款による歳入の改善を実施すると同時に、規制緩和を実施して外資企業の誘致による国際競争力の向上にも努めており、ビジョン実現に向けて着実に歩み始めている。

今回は在日日系企業に関連する可能性がある主な改正内容について紹介する。

日系企業に関連する可能性のある主な改正内容

今回の税制改正パッケージ第一弾で日系企業にとって特に注意が必要なのは、個人所得税、源泉税、付加価値税 (VAT) である。詳細は後述するが、個人所得税については多くの納税者が今回の税制改正で免税となり、手取り額が増えるため消費が刺激されることが期待されている。源泉税については特に給与を除く源泉税の申告方法に注意が必要である。また、付加価値税についてはゼロ%は直接輸出取引にのみ適用されることとなっており、こちらも注意が必要である。

個人所得税

税制改正前後の所得税における税率テーブルを次頁表 1 にて紹介する。

フィリピン人納税者の多くが免税となり、ほとんどの納税者の手取り額が増加することになる。最高税率は従前の 32%から 35%に引き上げられており、高額所得者により多くの税金を負担させ、中間所得者層を増やして貧困率を下げようとする政権の意図が反映されている。

上述した表1以外の個人所得税における重要な改正点は、地域事業統括本部（ROHQ : Regional Operating Headquarters、以下「ROHQ」）や地域統括本部（RHQ : Regional Headquarter、以下「RHQ」）に勤務する外国人の個人所得税優遇措置の変更である。改正前は優遇税率 15%が適用されていたが、今回の改正案では 18 年 1 月 1 日以降、ROHQ、RHQ、オフショアバンキングユニット、石油業者として登録する企業は優遇税率の対象外となる。ただし、現存する ROHQ および RHQ 等に勤務する外国

人の個人所得税における税率は 15%が継続適用されるという内容であった。ところが、この点についてドゥテルテ大統領は拒否権を発動し、公平性の観点から 18 年 1 月以降の新規登録事業者から適用するのではなく、既存の事業者を含めた優遇税率廃止を求めた。これにより、ROHQ および RHQ 等に勤務する外国人は個人所得税における優遇税率 15%を享受できなくなり、累進課税が課されることとなる。

【表1】個人所得税テーブル比較

2017年12月31日以前

改正前	
所得レンジ(年間)	税額
10,000 ペソ以下	5%
10,000 ペソ超 30,000 ペソ以下	500 ペソ + 10,000 ペソを超える税額の 10%
30,000 ペソ超 70,000 ペソ以下	2,500 ペソ + 30,000 ペソを超える税額の 15%
70,000 ペソ超 140,000 ペソ以下	8,500 ペソ + 70,000 ペソを超える税額の 20%
140,000 ペソ超 250,000 ペソ以下	22,500 ペソ + 140,000 ペソを超える税額の 25%
250,000 ペソ超 500,000 ペソ以下	50,000 ペソ + 250,000 ペソを超える税額の 30%
500,000 ペソ超	125,000 ペソ + 500,000 ペソを超える税額の 32%

2018年1月1日以降～2022年12月31日まで

改正後	
所得レンジ(年間)	税額
250,000 ペソ以下	0%
250,000 ペソ超ペソ 400,000 以下	250,000 ペソを超える税額の 20%
400,000 ペソ超 800,000 ペソ以下	30,000 ペソ + 400,000 ペソを超える税額の 25%
800,000 ペソ超 2,000,000 ペソ以下	130,000 ペソ + 800,000 ペソを超える税額の 30%
2,000,000 ペソ超 8,000,000 ペソ以下	490,000 ペソ + 2,000,000 ペソを超える税額の 32%
8,000,000 ペソ超	2,410,000 ペソ + 8,000,000 ペソを超える税額の 35%

2023年1月1日以降

改正後	
所得レンジ(年間)	税額
250,000 ペソ以下	0%
250,000 ペソ超 400,000 ペソ以下	250,000 ペソを超える税額の 15%
400,000 ペソ超 800,000 ペソ以下	22,500 ペソ + 400,000 ペソを超える税額の 20%
800,000 ペソ超 2,000,000 ペソ以下	102,500 ペソ + 800,000 ペソを超える税額の 25%
2,000,000 ペソ超 8,000,000 ペソ以下	402,500 ペソ + 2,000,000 ペソを超える税額の 30%
8,000,000 ペソ超	2,202,500 ペソ + 8,000,000 ペソを超える税額の 35%

個人所得税については、税率の改正以外にも以下の改正があることに注目したい(表2)。

付加給付税

付加給付税については今回の税制改正に伴い、税率が32%から35%に変更となっている。付加給付とは一般社員(マネジャーやスーパーバイザーなどの職位を持たない社員を指す)以外に与えられる物品や役務等の手当のこと、多くは駐在員の住宅補助、車両、ゴルフ会員権などが該当する。このように付加給付税は幅広く企業の福利厚生に課せられる税金であり、場合によっては付加給付として支給するよりも個人所得に含めた方が税金費用としては抑えられることも考えられ、今後付加給付の支給方法の変更を検討する必要がある可能性がある。

源泉税

源泉税については主に給与に対する源泉税、対象項目を幅広く設定している拡大源泉税、借入金等にかかる利息に対して課税される最終源泉税がある。今回の税制改正では給与に係る源泉税を除き、月次での申告から四半期ごとの申告に変更となつたことに注目したい。改正前は源泉税の月次での申告は、毎月月末締め後翌月10日までに申告および納税しなければならず、1日でも申告が遅延すると罰金が発生するという、多くの納税者にとって非常に大きな事務負担であったため、納税者に対する事務負担は大幅に軽減されたかに思われた。ところが、18年1月31日付けでフィリピン内国歳入庁(BIR:Bureau of Internal Revenue、以下「BIR」)がTax Advisoryを公表し、税制改正にて給与に係

【表2】個人所得税にかかるその他の変更点

項目	改正前	改正後
基礎控除	50,000ペソ	なし
扶養控除	25,000ペソ	なし
13カ月給与等に対する特別控除枠	82,000ペソ	90,000ペソ

る源泉税を除き源泉税は四半期申告に変更となつたものの、経過措置として今まで通り月次での申告納税を求めるという。なお、月次での申告を実施しなかつた場合の罰則等に対する言及は特にない。元々、源泉税はフィリピンにおける税金を確実に徴税する仕組みとして導入されており、四半期での納税となればBIRの資金繰りも厳しくなると考えられ、月次での徴収が必須であるように思われるが、今後BIRからの正式な通達に留意されたい。

付加価値税(VAT)

付加価値税の税率は税制改正前と変更なく12%である。今回の税制改正で大きく注目されているのはその対象取引である。以下に物品販売取引にかかるVATを比較する(次頁表3)。

表3において改正後の下線を引いた部分は今回の税制改正で新たに加えられた文言である。これにより多くの日系企業が対象となるであろうPEZA(Philippine Economic Zone Authority)と呼ばれる経済特区に登録しているPEZA企業への販売取引はゼロ%VATが適用されることが明確となった。ところが、これに対してドゥテルテ大統領は拒否権を発動したため、こちらの条文については有効となっていない。また、表3における改正後項目の(3)においてフィリピン居住法人に対する販売取引に対しては旧税法のまま残っているが、今回の税制改正で、VATの還付申請後90日以内にVATの還付が可能となる新しいVAT還付システムが導入された段

【表3】物品取引のVATにかかる改正前後の条文

改正前	改正後
第106条(A)(2)(a)	
なし	<p>(2)(i) <u>特別法の下で、別の関税領域とされている登録企業への販売</u></p> <p>(ii) <u>共和国法第9593号に基づく観光インフラ企業誘致区庁(TIEZA)である観光事業地域内の登録企業への販売</u></p> <p>【大統領による拒否権行使】</p>
(2)非居住者たる輸入業者に対する売上で、物品はその輸入業者の所有する物品の製造、加工、包装のために使用するため、フィリピン国内の居住者または国内の輸出業者に出荷されるもので、所定の外貨で決済されかつフィリピン中央銀行の規定に従って届出されたもの	(3)非居住者たる輸入業者に対する売上で、物品はその輸入業者の所有する物品の製造、加工、包装のために使用するため、フィリピン国内の居住者または国内の輸出業者に出荷されるもので、所定の外貨で決済されかつフィリピン中央銀行の規定に従って届出されたもの
(3)年間生産高の70%以上が輸出売上である輸出業者への売上	(4)年間生産高の70%以上が輸出売上である輸出業者への売上
(4)中央銀行への金の販売	削除
(5)「オムニバス投資法」またはその他の特別法により輸出とみなされるその他の売上	(5)「オムニバス投資法」またはその他の特別法により輸出とみなされるその他の売上
(6)旅客および貨物の国際海運、航空サービス	(6)旅客および貨物の国際海運、航空サービス

【表4】VAT還付にかかる改正

内容	改正前	改正後
還付方法	現金もしくは税額控除	現金のみ
還付申請後のBIRの対応期間	申請後120日以内	申請後90日以内
還付申請後の納税者の対応	否認通知受領後もしくは 120日経過後30日以内に控訴	<u>否認通知受領後</u> <u>30日以内に控訴</u>
還付申請後のBIRへの罰則規定	なし	あり
還付における申告回数	毎月	四半期(2023年1月以降)

階で、ゼロ%VAT取引としてみなされなくなる点に注意されたい。

VATの還付制度についての改正点

上述で触れたVATの還付制度に関する文言が大きく改正されている。以下の改正前後の還付制度について参照されたい。(表4)

表4の中で下線を引いた部分に注目されたい。改正前はBIR側には申請書類受領後から120日間の調査期間が設けられていたが、税務長官が120

日以内に判断しない場合にはみなし否認とされ、特にBIRから通知がなくとも納税者は120日を経過したとみなされる日から30日以内に、租税裁判所へ控訴するかどうか判断する必要があった。これが納税者側にとっては、自身で経過日数を管理しつつBIRからの反応の有無を常に確認しなければならず、多大なストレスを抱える要因となっていた。今回の改正においてはBIR側の判断期間が30日間短縮されたことのみならず、BIR側が申請を受理してから90日以内に必ず何らかの判断を行わなければ

ば、BIR 側に罰則を与えるという規定が盛り込まれている。これによりドゥテルテ政権は、より納税者に分かりやすくかつ迅速な VAT 還付対応を行うことを目指していると言えよう。

最後に

今回は 20 年ぶりとなる税制改正における在比日系企業に関連する可能性のある主な点について紹介した。現ドゥテルテ政権の中長期ビジョン達成に向けた具体的なアクションプランの下支えとなる大改正であるが、個人所得税は大幅減税方向とはなったものの、PEZA 企業への販売取引に対するゼロ%VAT の廃止などフィリピンに進出する日系企業にとってはコストアップを強いられる可能性は否定できない内容となっているため注意が必要である。今回の税制改正を受けて在比日系企業、または今後比国への進出を検討されている企業においては、税務専門家等に相談しながら今後のフィリピンでの事業運営の在り方について慎重に検討することをお勧めする。



杉山 陽祐

(すぎやま ようすけ)

フェアコンサルティング フィリピン
米国公認会計士(ワシントン州)

エレクトロニクスの独立系総合商社にて約 10 年間経理業務や情報システム業務に携わり、連結決算業務、連結決算システム導入プロジェクトへの参画、グループ会社や本社の販売管理システム支援に従事。在職中に米国公認会計士のワシントン州ライセンスを取得。現在ではマニラオフィスにて日系企業がフィリピンにスムーズに進出できるようクライアントの目線に立った丁寧なコンサルティング業務を行っている。



【China】

中国現地法人の内部統制

尾内 卓豊 SCS GLOBAL Consulting (Shanghai)

1. はじめに

今回は前半で中国に現地法人を持つ日系企業の内部統制について、後半で財務諸表の利用可能性について考えていきたいと思います。現地法人が置かれている状況は企業によりさまざまですが、実務上、適切な内部統制が整備・運用されている企業は決して多くはない印象を受けます。

そもそも、「内部統制」とは何でしょうか？内部統制に関する規定・条文では、理論的かつ専門的に定義付けられていますが、一言で言ってしまえば会社のルールです。本来であれば存在すべき会社のルールが存在しないことによりそこにリスクが生まれ、そのリスクに対して適切なコントロールがないために会社に何かしらの不利益が生じてしまう。それを防ぐために会社のルールを作り、運用していくことが内部統制を考える上で大切なポイントなのではないかと思います。

内部統制の整備・運用は会社規模や業種等、置かれている環境により異なるため、会社の状況に応じて適切に構築していくことが望ましいですが、まずはその中でも実務上、散見される問題を中心に取り上げていきたいと思います。

2. 中国現地法人の内部統制について考える

内部統制は理論上、全社的評価に関するものと

販売、購買といった各業務プロセス別にそれぞれ考える必要があります。下記では中国での実務上起こり得る内容別に取り上げていくこととします。

① 発票管理はしているか？

まずは中国特有の発票(FaPiao)についてです。ご存知の方も多いかもしれません、発票は中国税務当局が管理している日本でいう領収書兼請求書に該当する証憑資料です。基本的には売上側が発票を発行し、仕入側/支払側が発票を入手する形となります。この時、支払側は発票取得をもって税務上の費用(損金)として処理することが可能ですが、発票を取得せずに会計上費用として処理している会社が散見されます。

実務上は年度末や一定のタイミングまでに未取得発票を取得できれば特段問題ありませんが、発票取得の管理ができていない企業や、そもそも発票を相手先から入手できないような企業は、年次監査の段階で「未取得発票にかかる費用」として税務上加算調整され、課税所得を押し上げることになります。

日本にはない特有の論点なので、発票の取り扱いに関する規定を設けるのも有用かと思います。

② 諸規程・マニュアルは存在する？

ここでいう諸規程・マニュアルとは、企業運営上必要となる一般的なものを指します（図表1）。実務上、日本親会社にて使用している関連規程を参照している企業や、まったく規程がないような企業もあります。特に本社の関与度が低い現地

法人や、日本人管理者不在の現地法人では規程がない傾向が強いように思えます。規程がきちんと整備されていない会社では、「規程が存在しないようですが何を基準に判断されているのですか？」という問い合わせに対して、過去からそのようにやっていた、前任者からの引継ぎに基づいて判断していた等の回答がよく聞かれます。

実際のところ、適切なオペレーションが実務上なされているのであれば、特段の規程類がなくても大きな問題にはならないと思います。しかし、何かしらのタイミングで判断基準とすべき諸規程がないことにより、潜在していたリスクが顕在化することも起こり得ますので、規程整備がなされていないのであれば、一度整理されることをお勧め致します。

③ 経費申請・承認プロセスはどうか？

どの企業でも毎月発生する項目であり、中国においては特に不正が起こりやすいのが経費関連です。企業ごとに独自の経費フローはあるかと思いますが、適切な承認プロセスが構築されていない場合には、私用で使った費用に対する経費精算を見過ごしてしまうということが容易に発生してしまいます。一般的には上司による承認プロセスにより、不適切な経費申請を否認することが望ましいですが、

【図表1】一般的な諸規定・マニュアル

規程	内容(一例)
経営関連規程	定款、組織関連規程等
人事関連規程	賃金規程、就業規則、有給管理、福利厚生関連等
販売関連規程	販売業務処理、得意先管理、与信管理等
生産購買規程	購買業務処理、在庫管理、仕入先管理等
経理財務規程	経理規程(会計方針等)、内部監査マニュアル等

企業によっては当該承認プロセスが形骸化している企業もあります。

日本本社の関与度が低く、中国人総経理にすべてを任せているケースや、現地法人がコストセンターとなっていて、中国人従業員1～2名で経営維持しているようなケースでは注意が必要かと思います。もちろん、日本人総経理に任せていたのに不正が発覚したというケースもあるので、国籍に関係なく適切なコントロールが存在するのか、有効に機能しているのかがポイントとなります。

④ 仕入プロセスはどうなっている？

製造業や飲食業では原材料等の仕入が発生しますが、購買業務は通常、購買担当者が担当しているかと思います。実際に購買担当者が仕入れた数量や仕入単価は適切な水準になっているでしょうか？業種によるかと思いますが、中国では we chat 等のSNSを通じて相手先に発注し、スピード重視で事業活動をしている傾向が強いため、適切なコントロールが存在していない、あるいは形骸化している可能性もあります。業務上やむを得ないケースもありますが、管理機能が十分に働いていない会社では、スピード重視がゆえに発票を発行できないような業者との取引を許容している事例も見受けられます。

意図的に高い価格で購入し、相手先担当者と共に謀してキックバックを受ける等の懸念がある場合には、実際の仕入単価の推移が市場価格から大きく乖離していないかを確認するのも良いかと思います。

⑤ 資金管理は適切か？

「資金管理」というとかなり幅広くなってしまいますが、ここでは基本的な内容に留めておくこととします。まずは会社が保有している口座はすべて会社名義となっているでしょうか？当たり前のことですが、過去には個人名義の口座を経由してプロジェクト関連の経費を支払っているという事例もありましたので、会社として保有している口座一覧につき、関連証憑とあわせて定期的に確認された方が良いかと思います。また、中国では各種印鑑(公章、法人章、財務章等)がありますが、適切な権限を有した者によって適切な形(金庫等)で保管されていますでしょうか？あわせて中国では各都市により若干異なる

ものの、基本的にはNet Bankingによる支払いが主流となっています。この時、送金登録や送金承認はそれぞれ適切な権限を有した者によって運用されているでしょうか？

手元現金を多く保有している企業では、何の支払いを現金で行い、何の支払いを銀行振込、小切手支払いあるいはNet Bankingを利用しているのか、経費プロセスと絡む点はありますが、整理しておくべき論点となります。

⑥ 労務管理は適切か？

人事労務関連の話となります。中国では会計税務と並んで論点の多い分野になります。②でお話した諸規程・マニュアル関係とも絡みますが、例えば就業規則は存在するか？出退勤管理や有給管理は適切になされているか？従業員と労働契約書は適切に締結しているか？労働契約書は締結し

【図表2】中国現地法人の内部統制(まとめ)

No.	論点	リスク	対応
1	発票管理	<ul style="list-style-type: none"> • 税務上損金として認められない • 監査上、指摘事項として取り上げられる • 内部管理が行き届いていない 	<ul style="list-style-type: none"> • 適切な業者との取引を確立 • 適時に発票取得していることの内部確認 • 会計事務所からの適時報告プロセス導入
2	マニュアル整備	<ul style="list-style-type: none"> • 判断基準がなく意思決定、判断に時間を要する、内部コミュニケーションに時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 親会社関与のもと、必要なマニュアル有無のチェック
3	経費プロセス	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員(総経理含む)による不正 • 会社経営基盤の弱体化 	<ul style="list-style-type: none"> • 上司や董事会、その他親会社への報告等を通じた承認プロセスの確立 • 申請可能上限額の設定
4	購買プロセス	<ul style="list-style-type: none"> • 仕入担当者による不正行為 	<ul style="list-style-type: none"> • 責任者による承認プロセスの確立 • 単価推移と市場価格推移の乖離チェック
5	資金管理	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員(総経理含む)による不正 • 会社資金の使い込み • 簿外取引の発生 	<ul style="list-style-type: none"> • 資金管理実態の把握、フロー理解 • 適切な権限者による承認、保管等 • 定期的な口座管理
6	労務管理	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員と適切に労働契約が締結されていない • 従業員退職後の訴訟リスク 	<ul style="list-style-type: none"> • 契約書管理 • 労務専門家の利用

ているものの、記載内容に不備はないか？等々、労務面では検討すべき事項が多岐にわたります。あくまで私見ではありますが、税務リスクは事前に対策を考え、リスクが顕在化しないように対策を取る企業が多いのに対して、労務リスクは実際にリスクが顕在化してから弁護士等に相談し、対策を考える企業が多いように思えます。

中国における労務面の問題は複雑なため、事前に労務専門の弁護士等にご相談されることをお勧めいたします。

なお、中国現地法人での内部統制について前頁図表2にまとめましたので、チェックリスト代わりに利用していただければと思います

3. 現地法人の財務諸表利用可能性

最後は財務諸表関連についてお話しします。直接、内部統制に関する話ではありませんが、現地財務諸表の利用可能性について取り上げたいと思います。

本社からみて現地法人の重要性がさほどない場合、現地側で毎月の納税申告や年度監査、その他当局対応といったコンプライアンス業務が適切になされていれば特段問題ないと考えることもできます。しかし、連結上の重要性がある場合は当然、非連結子会社等の重要性に乏しい会社であったとしても、経営意思決定の観点からは子会社から上がってくる数値の内容についても把握すべきです。現地側の財務諸表の内容としては主に図表3に分類されるかと思います。

現地法人が親会社の重要な子会社として連結範囲に含まれている場合には、図表3③のケースに該当するかと思います。しかし、最近は中国で奮闘している中小企業も多くあり、すべての企業が③まで対応できているとは言えません。中小企業であれば、投資回収の観点からコスト重視をグループ全体で掲げ、本来かけるべきコストを削減している企業も少なくなく、結果として図表3①レベルの財務諸表利用でとどまっている企業もあります。

【図表3】 中国財務諸表パターン

Type	内容	意義/利用価値
①-1	中国語財務諸表	中国会計システムから出力された中国語の財務諸表。 税務当局への申告用としては不可欠だが、本社側及び現地側の経営意思決定の観点からは利用価値は低い。
①-2	中国語財務諸表 (日本語翻訳有)	同上。日本語翻訳があるのみでは本質的な内容把握に至らないため、利用価値は低い。
②	管理用財務諸表 (GAAP 調整無し)	本社管理用の財務諸表フォーマットや勘定科目 code を利用。 現地財務諸表から適切な科目 code へ組み替える(Mapping すること)により、利用可能性・可読性が高まる。しかし、中国基準ベース(例:売上が発票基準等)のため、発生主義の観点からは改善の余地あり。
③	連結パッケージ (GAAP 調整有り)	日本上場会社の子会社であり、子会社が連結範囲に含まれている場合に採用されるパターン。中国基準で作成された財務諸表を日本基準や IFRS(国際財務報告基準)に基づいて GAAP 調整(基準差異の調整)された内容となっている。GAAP 調整事項が網羅的であり、かつ GAAP 差異につき作成者が適切に理解している場合には最も利用価値が高い。反面、作成者への負担や外部専門家へのコストがかかる。

とはいっても、中小企業であっても最低でも図表3②の管理レベル程度の財務諸表は作成・利用すべきだと思います。従業員のリソースや外部専門家への予算があるのであれば、②と③の間レベルの財務諸表の作成運用(例:売上等の部分的な項目調整等)ができるとより良いと考えます。

4. おわりに

今回は中国の内部統制および財務諸表関連について取り上げました。各企業の置かれている状況により、どこまでコストをかけて精緻に会社のルールを整備・運用するか、財務諸表を作成するべきか、どの程度の情報があれば経営意思決定に有用な情報が取得できるかは異なるかと思います。しかし、企業規模に関係なく、企業のトップはリスクアプローチに基づきコストをかけるべきところはコストをかけ、ディフェンシブな経営とオフェンシブな経営の双方バランスを取っていく企業体質の構築を目指すべきかと思います。



SCS


尾内 卓豊
(おない たくと)

公認会計士(日本)
SCS global consulting
(ShangHai) Ltd
総経理・董事/Director

慶應義塾大学経済学部を卒業後、2013 年にあらた監査法人(現 PwC あらた有限責任監査法人)に入所し、財務報告アドバイザリー部に所属。主に金融機関向けの USGAAP 及び IFRS のコンバージョン業務や、海外進出案件に従事。2016 年 7 月から SCS 上海に赴任し、会計・税務業務を中心としたコンサルティング業務に従事。M&A に伴う財務デューデリジェンスや持分譲渡、不正調査、新規設立、中国撤退等の案件に多数関与。

MIZUHO みずほ銀行

May 2018 | 33



【China】

「受益所有者」にかかる最新公告の解説

王 錠 Denchi コンサルティング

「受益所有者」身分の判定は、非居住者企業が中国源泉の配当金、利息、ロイヤルティーなどの受動的収入を取得する際に、所在国と中国の間で結ばれている租税条約の優遇政策の享受可能性にかかる重要事項であり、国際税務におけるホットトピックでもある。

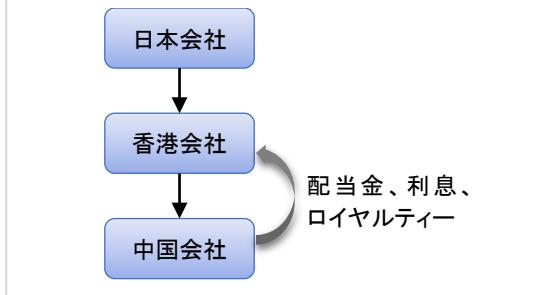
仮に、ある多国籍企業が図1のようなストラクチャーをもって、中国で投資しているとする。

中国と香港間の租税条約では、配当金、利息、ロイヤルティーに関し、それぞれ優遇税率(配当金は5%、利息とロイヤルティーは7%)が規定されているのに対し、日中租税条約では10%と統一されており、中国国内税法と一致する。そのため、中国会社がその香港親会社に対し、配当金、利息、ロイヤルティーなどを送金する際に、中国と香港間の租税条約に定めた優遇税率を享受できるか否かは、その香港親会社の「受益所有者」身分を確実に証明することがキーポイントとなる。仮に、香港親会社がペーパーカンパニーであり、いかなる商業実態も持たず、その最終支配者である日本会社が関連収入の実際の受益所有者である場合、中国会社が上述した費用を送金する際に、日中租税条約に定めた10%の税率をもって企業所得税が源泉徴収される。

(一)「受益所有者」に関する重要な規定

これまでに公布された「受益所有者」に関する主要な規定は以下の通りである。

【図1】



- 『国家税务总局による租税条約の「受益所有者」を如何に理解、認定すべきかについての通知』(国税函[2009]601号):「受益所有者」身分の判定に不利な7つの要素(以下、「不利な判定要素」)を規定。
- 『国家税务总局による租税条約の「受益所有者」の認定に関する公告』(国家税务总局公告 2012年第30号):上記の国税函[2009]601号通達に対し、更なる解釈をすると同時に、配当金の租税条約優遇政策の享受について「上場会社によるセーフ・ハーバー・ルール」を明確化。
- 『国家税务总局による湖北等など省・市国家税务局による内陸と香港間租税条約の配当金条項の履行にかかる受益所有者の関連事例の処理意見』(税總函[2013]165号)
- 『国家税务总局による投資委託における受益所有者の認定問題に関する公告』(国家

税務総局公告 2014 年第 24 号)

- 『国家税務総局による租税条約における受益所有者についての公告(国家税務総局公告 2018年第9号。以下、9号公告)』¹:「受益所有者」に関する最新公告で、同公告により、上述した国税函[2009]601 号および国家税務総局公告 2012 年第 30 号を廃止。

(二)9号公告による不利な判定要素に対する修訂

- ◆ もとの不利な判定要素一:申請者に、所得を得てから 12 ヶ月以内に所得の全部あるいは大部分(例えば 60%以上)を第三国(地域)の居住者に支払う義務がある。

9号公告では、支払割合を「60%」から「50%」へと調整し、「義務がある」とは、約束している状況、および約束していないが、実際の支払事実がある状況を含むと強調した。また、9号公告の解説通達²では事例を挙げて、申請者が配当金を取得してから、第三国の親会社に直ちに支払っていないものの、「関連企業間貸付協議」を通して、関連資金を親会社へ移転させる行為も実際の支払事実がある状況に該当すると明確にしている。このことから、9号公告では当該要素を一層厳しくしていることが分かる。

- ◆ もとの不利な判定要素二:所得が生じる財産あるいは権利を所有する以外に、申請者はその他の経営活動を一切あるいはほとんど行っていない。

9号公告では、申請者に「実質的な経営活動」があることを強調し、その範囲を明確にした。具体的な規定は下記の通りとなる。

「申請者が従事している経営活動が、実質的な経営活動にならない。実質的な経営活動とは、実際に行われる製造、販売、管理等の活動を含む。申請者が従事している経営活動が実質的な経営活動になるか否かは、実際に履行する役割および負担するリスクに基づき、判定すべきである。」

申請者が従事する実質的な投資持株管理活動は実質的な経営活動を構成できる。申請者は実質的な経営活動を構成しない投資持株管理活動に従事すると同時に、その他経営活動にも従事する場合、仮にその他経営活動が顕著でなければ、実質的な経営活動を構成しない。」

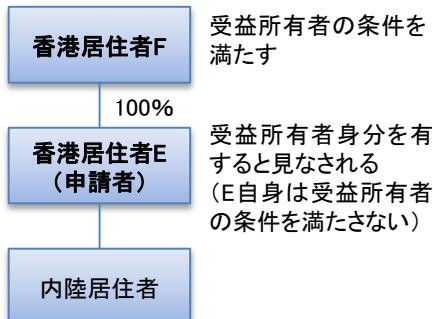
税務当局による当該不利要素の判定要件を納税者に分かりやすくするために、9号公告の解説通達では事例を挙げて、企業の従事している投資持株管理活動が実質的な経営活動になるのか、また、企業が同時にその他経営活動に従事している場合、関連経営活動が実質的な経営活動になるか否かについて説明している。解説通達によれば、その他経営活動を通して取得する所得が、すべての所得の8%以下となる場合、申請者の従事しているその他経営活動が顕著でなく、実質的な経営活動を構成しないと見なされるべきである、と説明されている。しかし、実質的な経営活動を構成する場合の具体的な割合は明確にされていない。

¹ 关于税收协定中“受益所有人”有关问题的公告(国家税务总局公告 2018 年第 9 号)

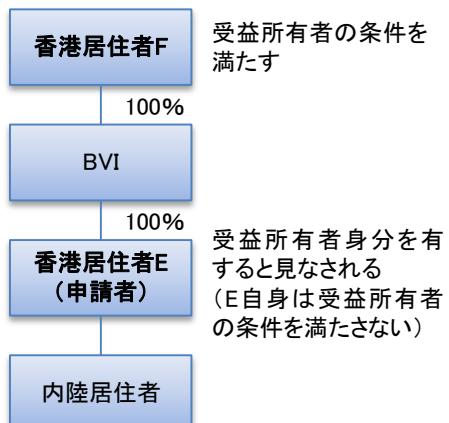
² 关于《国家税务总局关于税收协定中“受益所有人”有关问题的公告》的解读

【図2】

<解説通達 例4>



<解説通達 例5>



- ◆ もとの不利な判定要素三:申請者が会社などの実体である場合、申請者の資産、規模および人員の配置が比較的に小さく、所得の金額にマッチングしない。
- ◆ もとの不利な判定要素四:所得あるいは所得発生の根拠である財産あるいは権利に対し、申請者は支配権あるいは運用権を完全に、あるいはほとんど有せず、リスクも完全にあるいはほとんど負わない。

上記要素三、四是9号公告で削除された。

- ◆ もとの不利な判定要素五:締約相手国(地域)は関連の所得に対して課税しないまたは免税とし、または課税するが実際の課税率が極めて低い。
- ◆ もとの不利な判定要素六:利息の発生と支払の依拠である貸付契約以外に、債権者と第三者との間に、金額、利率および締結日等の面で類似するその他貸付金あるいは預金契約が存在する。
- ◆ もとの不利な判定要素七:ロイヤルティーの発生と支払根拠である版権、パテント、

技術等の使用権譲渡契約以外に、申請者と第三者との間に、版権、パテント、技術等の使用権あるいは所有権に関する譲渡契約が存在する。

上記要素五～七につき、9号公告は当該要素を保留した。

(三)「受益所有者」の条件を満たさないが「受益者所有者」身分を認める特別状況(配当金所得に限定)

状況一:直接あるいは間接的に申請者の 100%の株を所有する者が「受益所有者」の条件を満たし、かつ申請者の所属居住国(地域)の居住者である。

上記状況一に該当する解説通達の例4と5(図2)はいずれも多層投資構成になっている。仮に香港居住者E自身が「受益所有者」の条件を満たさないが、E以上の投資層はいずれも 100%直接あるいは間接的にEを所有し、かつE以上の投資層は「受益所有者」の条件を満たす香港居住者である場合、Eは受益所有者の身分を有すると判定される。

状況二:直接あるいは間接的に申請者の 100%の株を所有する者が「受益所有者」の条件を満たし、申請者は所属居住国(地域)の居住者でないが、

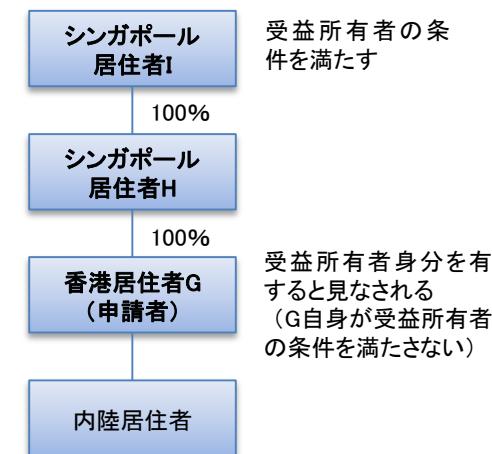
同人および間接的に申請者の 100%の株を所有する中間層がいずれも条件を満たす。

上記状況一に該当する解説通達の例6(図表3)の多層投資構成では、「受益所有者」の条件を満たさない香港居住者Gが受益所有者の身分を有すると判定されるには、下記の条件を同時に充足しなければならない。

- 持株割合に対する要求: G以上の投資層は、いずれも 100%直接あるいは間接的にGを所有する。
- 「受益所有者」の条件に対する要求: G以上のある投資層Iが「受益所有者」の条件を満たせる。
- 受益所有者の条件を満たす投資層の地域要求:Iは香港居住者でなく、シンガポール居住者であるが、中国とシンガポールの間の租税条約に定めた配当金所得に関する待遇は、中国と香港間の租税条約と同様(あるいはより優遇されている)である。
- 中間層の地域要求: Gとの間のすべての中間層の所在国(本事例では、シンガポール居住者Hになる)と中国間で結ばれている租税条約に定めた配当金所得に関する待遇も中国と香港間の租税条約と同様(あるいはより優遇されている)である。

例6のHがBVI居住者である場合、中国とBVIの間では租税条約が結ばれていないため、当該中間層が上記の「同人および間接的に申請者の 100%の株を所有する中間層がいずれも条件を満たす」という要件を満たせなくなる。従って、「シンガポー

【図3】 <解説通達 例6>



受益所有者の条件を満たす

シンガポール居住者I

100%

シンガポール居住者H

100%

香港居住者G
(申請者)

受益所有者身分を有すると見なされる
(G自身が受益所有者の条件を満たさない)

内陸居住者

ル-BVI-香港-内陸」という構成の場合は、申請者が「受益所有者」身分を有さないと認定される可能性が高い。

(四) 30号公告のセーフ・ハーバー・ルールの範囲を拡大

9号公告では、30号公告に定めた「上場会社セーフ・ハーバー・ルール」に加え、政府と居住者個人もセーフ・ハーバー・ルールの範囲に入れるとした。即ち、租税条約優遇政策の申請者あるいはその申請者の 100%の株を所有する者が一方の締結国・地域の政府、あるいは一方の締結国・地域の居住者かつ上場会社、または一方の締結国・地域の居住者個人である場合、9号公告五条の不利な判定要素を考慮することなく、その申請者の「受益所有者」身分を直接認定することができるとした。

(五) 9号公告のその他重要事項:

以上のような重大な事項以外に、9号公告では、下記の事項も明確にした。

- ✓ 持株比率の時限要求: 配当金を取得する前の連続 12カ月の間に、当該比率を充足

していること

- ✓ 代理人あるいは指定受取人は「受益所有者」とみなさない
- ✓ 「受益所有者」身分を判定する際に、利用できる資料を明確化
- ✓ 「受益所有者」身分の証明書類に関する要求を明確化
- ✓ 申請者が「受益所有者」身分を有さないことにより、自主的に税金を追加納付する場合、あるいは所轄税務局に、申請者の「受益所有者」身分を否定すべきと判定される場合の処理プロセスを明確化
- ✓ 9号公告の施行日の明確化: **18年4月1日**
およびそれ以降に、納税義務あるいは源泉徴収義務が発生し、かつ租税条約の優遇措置を享受する事項に対し適用される



王銳 (Richard Wang)

Denchi コンサルティング
パートナー
中国公認会計士



四大監査法人に 10 年ほど勤務し、シニアマネージャーとして、華南地域の日系企業コンサルティングチームのリーダーを担当。2012 年に独立し、Denchi コンサルティングを創設。日本会計士協会、中国税理士協会、在日本中國大使館、JETRO、中国地方政府機関、日本商工会等の機構が主催するセミナーにおいて、日本および中国に関する税務問題に関する講師を担当。



【Hong Kong】

M&A と事業分離(後編)

～取引における留意点とコンプライアンス～

TMF Group

前編(本誌第71号掲載)に続き、M&Aを検討し、実際に進めていくうえで注意すべきポイントや、実際に多くの案件に関与した専門家からの実務的なアドバイスを紹介します。

従業員の存在を見落としていませんか

M&Aや事業分離では、手続きに集中するあまり、対象となる企業や事業に従事するスタッフの取り扱い、すなわち人的要素が見落とされがちです。

M&A経験に長けた法律事務所幹部はこれまで、人事問題が時に非常に大きな障害となり、また多大な時間を要する原因になったケースを数多く目の当たりにしたそうです。人事問題について充分に検討する時間を設けなかった場合、取引完了後の事業開始が遅れることにもなりかねません。また人事問題が適切に対処されなかつことで、取引自体が後退してしまった事例もあります。

リスク1:従業員をどのように移行するか

事業分離対象の事業部に所属する従業員の移行方法については、どの地域で就労しているか、また事業分離の契約内容に応じて変化します。事業譲渡雇用保護関連規則下での移行、あるいは全従業員をいったん解雇し、新会社で再雇用することも考えられます。いずれの方法も単純ではなく、さまざまなりスクが潜んでいます。

新事業のスタート初日には従業員が必要です。また、従業員に給与をきちんと支払える体制を整えておかなければ、従業員は新事業の成長に力を貸してくれません。

前述の法律事務所幹部によると、ある事業を一つの新しい法人として分離する際、当該法人はXデーに従業員を雇用できる体制である必要があります。これは、Xデーまでに雇用主としての登録、銀行口座の開設、ペイロール・システム構築が必要であることになります。

特に規制が厳しい国におけるオペレーションの場合、従業員関連事項が軽視されがちです。例えば、中国においてはペイロール・システムの本社からの分離設定が非常に難しく、外部専門家への委託が必要となるケースも考えられます。

リスク2:組織化された労働力との対応

強力な労働団体や労使協議会を有する企業の場合、このような団体の存在を忘れるることはできません。事業分離について、労働団体にはできるだけ早急にその意志を伝えるよう留意してください。国によっては労働団体が事業分離自体を覆す力を有する場合もあります。

労使協議会と早い段階で交渉を開始しなければ、スケジュール通りに完了できないリスクもあります。事業分離自体が従業員にとって影響を与える、む

しろより有利に働く場合であっても、労使協議会にとっては、事業分離を耳にした段階でまずはその内容を精査することが仕事とも言えるからです。場合によっては労使協議会の承認を得る必要があるケースも考えられるため、早い段階での交渉開始が非常に重要となってきます。

労使協議会に通知すべきか否か悩まれるのであれば、念の為にまずは通知するようにしてください。

リスク3:福利厚生はどうするか

福利厚生でトラブルを起こした場合は後々非常に高い代償を支払うこととなります。M&A や事業分離後の福利厚生内容が下方修正とならないように注意を払い、もし下方修正となる場合にはきちんと説明をするようにしてください。

年金の管理は新会社や買主ではなく、持株会社に帰属するケースも考えられます。この場合、新会社や買主への移行後も従業員の福利厚生が維持されるように、またどの法人が移行後の年金支払義務を負うのかを明確にする必要があります。これら福利厚生の移行に関しては、俯瞰・アドバイスできる専門家の意見も仰ぐようしてください。

このほか、休暇、ボーナス、医療保険等の要素もあります。事業分離の中では、従業員の引きとめについても充分検討する時間を設けるように留意してください。

M&Aにおける適性なコンプライアンスの確立

これまで数々の多国籍企業の M&A に関わってきた弊社の経験から、M&A や事業分離の進行にはいくつかのパターンがあることが明らかになっています。

企業が外国企業の事業を分離買収する際は通常、コンプライアンス・パートナーに契約にかかる事務処理を委託します。しかし当該事業部門を買収し複数の新しい市場に参入すると、暫くしてその企業はコンプライアンスが各地域で異なることに気付きます。コンプライアンスを遵守することは容易ではなく、時には新市場での罰金や事業停止といったリスクに直面する事も考えられます。

まったく新しい地域での法定会計業務や人事給与支払を、自国と同様に対応できると見誤ったがために、それまでの買収に関する努力・計画・戦略を無駄にしてしまう結果となることもあります。

TMF グループが 2017 年にフォーブス・インサイトと共に実行した調査では、同年の米国からの海外投資は減少する見込みであったにもかかわらず、同国に拠点を有する多国籍企業は引き続き、海外投資が成長の中心と位置付けていました。また、今後2年間の重点的な対外投資候補先として欧州やカナダなどの発展国があげられ、調査対象企業の3分の1は南米の途上国も投資候補先としてあげていました。

このように投資意欲がますます高まる中、M&A 取引をスムーズに行うため、コンプライアンス・パートナーとの契約にあたっては以下5項目について確認されることをお勧めします。

1. 対象国での自社オペレーションの有無

オフショアのサービスセンターからサービスを受けることも可能ですが、法定申告提出が対面で要求される国では対応が難しくなります。対象国での事業展開が買収の重要な目的であるのと同様に、コンプライアンス・パートナーについても対象国内に

おいて自社で適切にオペレーションしていることが重要となります。

2. 対象国における法定会計業務経験

規制は事前予測および正確な内容の理解が難しく、それら規制の背景の理解があつてこそ適切な対応が可能となります。法律・規制は地域・グローバルレベルで常に変化しているため、多くの地域において、パートナーがいかに地域に根差した業務を行っているかということが、迅速な対応を可能とする鍵となります。

3. 軌道に乗るまでの移行期間

TSA¹が締結されている場合は特に、移行期間のスピードが見落とされがちです。多くのM&Aに携った弊社幹部によると、買収や事業分離は非常に早く進行します。またTSAで買主が売主から享受できると思っていたサービス内容は、実際にはその半分が享受できれば幸いな方です。また、買主同様、売主も取引締結に注力しているため、締結後に何か問題が起こったとしても買主の責任となりがちです。これは、TSA遵守の動機が売主と買主の間で異なることを意味します。こうした問題は、買収先の国・地域で自社オペレーションを有する専門事務所に委託することにより、リスクの軽減や市場の迅速な把握につながります。

TSAの効力は契約へのサイン直後からスタートしますが、サービス内容を拡張するには非常に費用がかかります。このため、コンプライアンス・パートナーには早急に稼働可能な状態となることが求められます。パートナーがまずは自社チームの採用からス

タートする必要がある場合には、移行期間がずるずると延長してしまうことにもなりかねません。

4. 自社内での対応可能言語

翻訳ですべて対応可能と思つてはいませんか？ネイティブのニュアンスは翻訳の過程で抜け落ちてしまうことがあります。その国・言語でトレーニングを受けて初めて、その国のコンプライアンスを本当に理解することが可能になります。

5. グローバルな作業を網羅できるテクノロジーの有無

複数国で事業展開する場合は、各国での自社オペレーションに加え、いつでもすべてのオペレーションを把握できる方法が必要となります。コンプライアンス・パートナーは各国のコンプライアンスを遵守した決算報告および給与支払のシステムをそれぞれの国で有しているでしょうか？自社内で膨大な時間と予算を割いてグローバルERPを設定することは、軌道に乗るまでの時間を犠牲にする多大なリスクに繋がりかねません。

コンプライアンス・パートナー候補先と契約締結の前に、これらすべての点を確認することで、その後の時間と経費の削減、さらには事業そのものの保全にも繋がります。

多国間M&A移行中に問題が起った場合

多国間M&Aにおいては、たった一つの間違いが甚大なコスト発生・信頼損失・規制リスクに繋がることもあります。法人設立・従業員への給与支払制度設定、政府機関への登録手続きに要する時間など、いずれにおいても誤った予測をしてしまった場合は、後々甚大な遅延を引き起こすことにも繋がります。

¹ Transition Services Agreement：売却後の事業移行期間中のサービス提供に関する合意。

買収先の企業と受渡の期限について TSA 等の書面で同意している場合、これら書面には通常、遅延発生の際のコスト負担方法についても記載されています。

また、コスト以外での影響も考えられます。給与支払制度設定や銀行口座開設が間に合わず、新会社の従業員への給与支払いが遅れてしまった場合、従業員にとって新たな管理体制への不信感を抱かせることに繋がります。また仕入業者への支払遅延により、結果として自社の顧客への支払遅延に繋がることもあります。

さらには、対象国での事業運営という観点だけではなく、自国を含めた対象国での事業運営という観点における理解も必要となります。二重課税防止協定、FATCA/BEPS 等、一時的ではなく継続的に対応していかなければならない問題もあります。

前述した事項すべてが、継続的なコスト発生・信頼損失に繋がりかねません。

4つの対処法

上述のリスクを回避し、契約を正しく履行するための4つの対処法は以下の通りです。

1. 会社全体の買収か、一部資産の買収か

買収は2つのシナリオ：実際の法人と従業員を伴う事業全体を買収するか、あるいは事業部門を買収するか、すなわち株式買収か資産買収かに分けられます。株式買収の場合は、ほとんどのケースにおいて既存の契約(対仕入業者・従業員等)も対象に含まれます。資産買収の場合は、単純に対象資産の買収となります。

▪ 株式買収に伴う複雑性

買収先の国々でどのように事業が運営されているのかを理解する必要があります。法律が遵守されていたか、過去すべての事業年度において必要な税務申告がなされていたか、対象国独自の税務以外の申告について法令義務は遵守されていたか？——こうした確認で過去の問題が見つかった場合は、申告等の修正対応作業が発生するだけではなく、今後のコンプライアンス維持にも注意していく必要があります。

▪ 資産買収に伴う様々な登録

大企業の事業部門を買収する場合、大企業では通常、一つのバックオフィス機能が全事業部に対応しているため、買収後は会計・給与支払・コンプライアンスの独自のバックオフィス機能の設営が必要となります。その場合は、各対象地域のコンプライアンスの内容に加え、運営方法などについての理解も必要となります。従業員も買収対象に含まれる場合、従業員の移行方法や新規取得が必要となるライセンスの有無などの確認も必要となり、これらの観点は次の問い合わせにも繋がります。

2. 買収契約履行におけるコンプライアンス遵守

事業分離買収の場合は、タイミングが非常に重要となりますので、各地域での作業完了に要する期間を正確に把握しておく必要があります。例えば、移行実行日の合意の際には、付随する必要法定手続き(法人設立・納税者登録・銀行口座開設等)の所要期間を考慮することも重要となります。中には法人設立だけで半年以上を要する国もありますし、国レベルだけでなく州や地域レベルで雇用主としての登録が必要となるケースもあります。こうした付随登

録作業は買収全体のスケジュールに大きく影響してきますので、事前に確認するようにしてください。

3. 文化的なインパクト

文化的な側面は重要ながら見落とされがちな部分です。従業員や外部ベンダーにとって、M&A はどのような形態であっても重要な問題であり、自分達の将来について不安を感じてしまいます。また地域や文化への理解も、些細なことであっても重要となります。誰が何を言ったか、それが何を意味するのかという捉え方は、文化によって異なってくるからです。同じ文化地域で過去に同じプロセスを経験し、文化的ニュアンスを理解するパートナーの支援を仰ぐようにしてください。ある国では新規従業員は医療検診を受ける必要があり、またある国では従業員への食事の提供が法的に求められるなど、「普通」の福利厚生内容も国によって異なります。強力な労働組合や労使協議会(特にドイツ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクでは重要な位置を占めます)を背景に抱える事業を買収する場合には、いつどのようにこうした団体と交渉を行うべきなのかを把握する必要があり、また契約を締結する前に交渉を開始すべきである点に注意が必要です。

4. 正しくタイミングで実行できるリソースの有無

自社内チーム、あるいは外部委託業者を使うにしろ、一企業の買収には非常に多くの作業が伴います。例として、社内の人事・法務・財務の各マネジャーは買収に伴い、世界中に点在するようになった数百、数千人の従業員のニーズに対応する必要があります。そしてこれら各国における文化や規制はそれぞれ異なるため、例えば、二国間の資産譲渡をどのように期限内に、かつ双方のデータ保護規

制を遵守しながら実施するかといった問題は、経験と知識を有する困難な作業となります。

買収が多国間にまたがる場合、付随する各国の複数の既存業者も引き継ぐことも考えられます。例えば、5カ国で展開する企業を買収し、それぞれの国で給与支払代行・会計業務・法務について、それぞれ別の委託業者を利用していた場合、合計 15 の別々の委託業者とのやり取りや管理が必要となります。自社内のリソースでこうした全業者の対応を管理するより、すべての国を網羅できる1つの業者に委託をまとめる方がより効率的でしょう。

会社や事業の成長機会を逃さないためにも、入念に事前調査を行い、常に変化し続ける各全国各地域のコンプライアンス遵守を正しく導いてくれるパートナーを選ばれることをお勧めします。

[注]本稿はあくまで一般的な情報に基づいたものであるため、不明点などがある場合には、具体的な手続きをとられる前に、専門家によるアドバイスを仰ぐことをお勧めいたします。



Global reach
Local knowledge

世界最大の信託・コーポレートサービス専門事務所。7,000 名を超えるプロフェッショナルを擁し、世界 85 カ国以上で事業を展開。



福嶋 美咲
(ふくしま・みさき)
マネジャー
ジャパン・デスク

TMF 香港事務所にて日本人クライアント中心に事業進出、移住、プライベート・クライアント関連サービスに従事。大阪府出身。香港及び東南アジアで計 16 年以上にわたる就労経験を有する。香港にて MBA 修了。



【アジア経済情報】

シンガポール

～2019年にかけ成長率は低下する見通し～

稻垣 博史 みずほ総合研究所

2017年4Qの成長率は低下

17年4Q(10~12月期)の実質GDP成長率は、前期比年率+2.1%と前期の同+11.2%から低下した(図表1)。個人消費、輸出、在庫投資は減速し、また政府消費は2四半期連続で減少した。17年通年の実質GDPは、輸出の増加を背景に、前年比+3.6%と2016年の同+2.4%から加速した。

失業率は久々に改善

12月の失業率は2.1%で、前月の2.2%から低下した。低下は2015年12月以来2年ぶり。輸出の増加が続いたことで、雇用環境がようやく改善し始めた可能性がある。

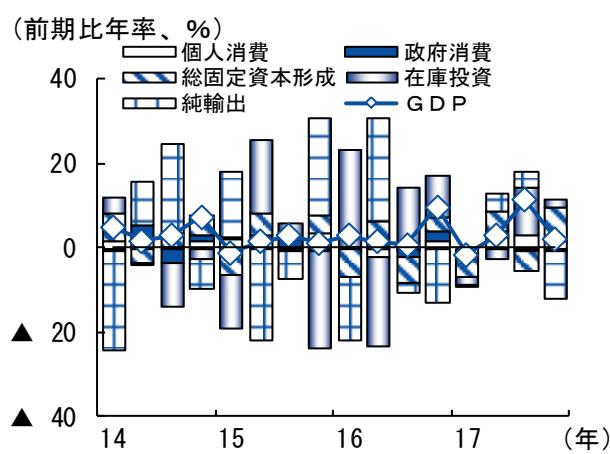
1月はコアCPI安定、生産増、輸出減

18年1月のコア消費者物価指数(コアCPI)伸び率は、前年比+1.4%と低水準での安定推移が続いている。同月の鉱工業生産は、前月比+6.7%と5カ月ぶりに増加した。医薬品やエレクトロニクスなどが生産全体をけん引した。同月の非石油地場輸出は、前月比▲0.3%と2カ月連続で減少した。

歳出増も景気に大きく影響しない見通し

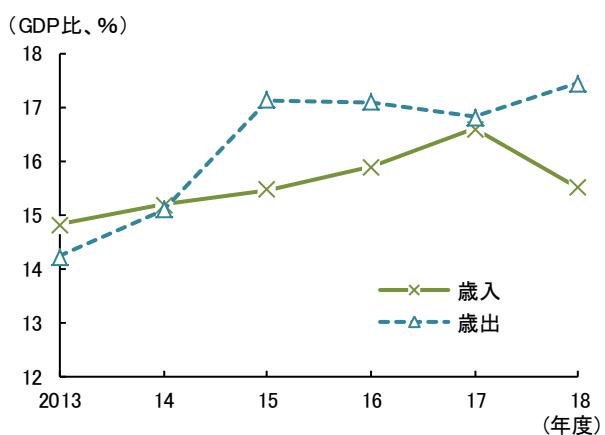
2月19日に2018年度(18年4月~19年3月)予算案が発表された。これによると、歳出のGDP比は小幅に上昇している(図表2)。もっとも、16・

【図表1】実質GDP成長率



(注)統計上の不適合により、寄与度合計と成長率は不一致。
(資料)シンガポール貿易産業省より、みずほ総合研究所作成

【図表2】歳入・歳出



(注)2017年度は見込み、2018年度は予算案。投資収益の繰入により、実際の2018年度財政赤字はごくわずか。
(資料)シンガポール財務省、シンガポール貿易産業省より、みずほ総合研究所作成

17年度の歳出も、予算案段階ではGDP比で上昇していたが、実際には低下した。18年度についても、財政の景気下支え効果があったとしても、限定的なものにとどまるだろう。なお同時に、2021～2025年のはずれかに、現行7%の消費税率を9%に引き上げる方針が示された。

輸出減速で成長率は低下に向かうも、個人消費が景気を下支え

今後を展望すると、景気は徐々に減速する可能性が高い。世界的なITサイクルのピークアウトで、増加基調を維持しつつも輸出の伸びは鈍化するためだ。一方、輸出の増加が続くことで、雇用環境は次第に改善が明確となり、景気を下支えするだろう。設備稼働率の上昇から、16、17年と2年連続で減少していた総固定資本形成も、持ち直してくる見通しである。

実質GDP成長率は、18年が+3.3%、19年が+2.6%と予測する。

Back Issues

2017年9月発行 第65号

- ・電子商取引が中国経済にもたらす新たな商機と課題
- ・加速する産業移転の現状と課題～珠江デルタから広東省東西北部へ～
- ・Vietnam:ベトナムにおけるインボイス制度の概要
- ・Thailand:タイ国移転価格税制について
- ・India:インドビジネス最新情報 [26] インド物品・サービス税～供給が行われた場所
- ・China:中国における税関調査～ロイヤルティーへの課税動向
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [27] 改正「外商投資産業指導目録」
- ・Hong Kong:香港証券取引所～新たな取引市場の創設に向けた動き
- ・Hong Kong:外国子会社合算税制改正の概要と在香港日系企業への影響

2017年10月発行 第66号

- ・電子商取引が中国経済にもたらす新たな商機と課題
- ・日本企業の台湾事業再構築～台湾事業の「存在意義」を探る～
- ・香港外食産業への進出に関する考察
- ・India:インドの税制 [65] インド子会社におけるITを活用したガバナンス強化のための要点(後編)
- ・Malaysia:源泉税に関する改正とその留意事項
- ・Singapore:シンガポールの法人税
- ・Vietnam:公開会社に関するガバナンス規則の概要
- ・China:「広東省高級人民法院の労働紛争案件の審理における疑問に関する解答」の一部解説と外資企業の留意点
- ・China:中国からの資金還元スキーム～中国配当実務～
- ・Taiwan:台湾における法人税申告の個別調査

2017年11月発行 第67号

- ・中国食農ビジネスの機会を探る～日本の技術・ノウハウで中国の課題解決に貢献～
- ・加速する産業移転の現状と課題(続編)
- ・Vietnam:ベトナムにおける移転価格の新政令と通達
- ・Philippines:フィリピンのVAT還付制度
- ・Cambodia:カンボジアの最新税務動向
- ・India:インドビジネス最新情報 [27] 2016年破産法および倒産法の解説
- ・China:中国会社法「司法解釈(四)」の要点解説
- ・China:中国における非貿易送金の実務～ロイヤルティーとサービスフィー～
- ・Hong Kong:ウェルス・マネジメントにおける新たな選択肢～オフショア信託～

2017年12月発行 第68号

- ・ベトナム投資を拡大する韓国企業
- ・中国医療事業への参入に関する考察
- ・Indonesia:新移転価格文書化規則制定後の動向と企業の対応

- ・Vietnam:製造業に対する優遇税制の特徴と拡張投資にかかる留意点
- ・India:インドIBCを活用した債権回収実務の現状とその留意点
- ・India:インドの税制[66]インドにおける新たな税務計算・開示基準(ICDS)の適用
- ・China:商業賄賂リスク防止～贈答と賄賂の境界線～
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [28] 中国国際投資紛争仲裁規則(試行)
- ・Hong Kong:香港における航空機リース事業の税制改正

2018年1/2月発行 第69号

- ・2017年下期為替市場の回顧と2018年の見通し
- ・香港の賃金動向～2017年の回顧と18年の展望～
- ・Vietnam:ベトナム企業を対象とするM&Aの法律上・実務上のポイント
- ・Vietnam:国家証券委員会のオフィシャルレターの有効性
- ・Vietnam:ベトナムの付加価値税還付に関する現行制度の問題点とその改正
- ・Australia:豪州移転価格税制
- ・Malaysia:2018年度マレーシア予算案における税制改正
- ・India:インドビジネス最新情報 [28] BEPSアクションプランに対応する移転価格文書化への取り組み
- ・China:中国における税関調査～一般的な流れと対応

2018年3月発行 第70号

- ・不動産投資の実務と留意点[1]～不動産投資マーケットの現状～
- ・動き出す「広東・香港・マカオ・ベイエリア」構想
- ・Vietnam:移転価格に関する法人税申告時の提出資料
- ・India:インドの税制 [67] 2018年インド予算案の概説
- ・Thailand:タイにおけるBEPSへの取り組み状況および移転価格税制アップデート
- ・Taiwan:台湾における所得税法の条文改正草案
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [29] 中国における環境保護税の導入
- ・Hong Kong:香港における移転価格税制の概要

2018年4月発行 第71号

- ・不動産投資の実務と留意点[2]～外資による不動産投資～
- ・広東省東西北部への進出～梅州市の投資環境
- ・Vietnam:BEPS行動計画4にかかるベトナムの動き
- ・India:インドビジネス最新情報[29]GSTとE-Way Billの導入
- ・Singapore:シンガポール 2018年度予算案における税制改正
- ・China:企業家の法的権益を保護するための健全な法的環境の構築に関する最高人民法院と最高人民検察院の解釈
- ・Hong Kong:香港証券取引所～議決権種類株式の上場解禁に向けた動き
- ・M&Aと事業分離(前編)～取引における留意点とコンプライアンス～

みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザリー課
TEL (852) 2306-5670

国際戦略情報部（日本）
TEL (03) 6628-9208

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、賃与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。